

衆議院 農林水産委員会 議 議 録 第 九 号

平成四年四月二十三日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 高村 正彦君

理事 岩村卯一郎君

理事 杉浦 正健君

理事 石橋 大吉君

理事 藤原 房雄君

理事 赤城 徳彦君

理事 内海 英男君

理事 金子原二郎君

理事 北村 直人君

理事 鈴木 俊一君

理事 鳩山由紀夫君

理事 星野 行男君

理事 三ツ林太郎君

理事 宮里 松正君

理事 有川 清次君

理事 志賀 一夫君

理事 竹内 猛君

理事 鉢呂 吉雄君

理事 目黒吉之助君

理事 西中 清君

理事 小平 忠正君

出席閣務大臣

農林水産大臣

田名部匡省君

出席政府委員

農林水産大臣官

房長 馬場久萬男君

農林水産大臣官

房審議官 今藤 洋海君

農林水産省経済

局長 川合 淳二君

農林水産省畜産

局長 赤保谷明正君

委員外の出席者

参考人 (全国農業協同組合中央会常務理事) 松旭 俊作君

参考人 (宮崎県経済農業協同組合連合会常務理事) 三宅 一美君

参考人 (長野県伊南農業協同組合組合長) 氣賀澤隆三君

参考人 (長野県伊南農業協同組合組合長) 黒木 敏郎君

農林水産委員会 調査室長

委員の異動

四月二十三日

辞任 石破 茂君

補欠選任 北村 直人君

同日 西岡 武夫君

辞任 北村 直人君

補欠選任 石破 茂君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

同日 佐藤謙一郎君

同日 西岡 武夫君

ます。

本日は、両案審査のため、参考人として全国農業協同組合中央会常務理事松旭俊作君、宮崎県経済農業協同組合連合会常務理事三宅一美君、長野県伊南農業協同組合組合長氣賀澤隆三君、以上三名の方々に御出席をいただき、御意見を承ることにいたしております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれの立場から思惟のない御意見をお聞かせいただき、審査の参考にいたしたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

松旭参考人、三宅参考人、氣賀澤参考人の順にお一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えをいただきますと存じます。

なお、念のため申し上げますが、発言の際は委員長長の許可を得ることになっておりますので、御了承願います。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたく存じます。

それでは、松旭参考人にお願いたします。

○松旭参考人 おはようございます。私、全国農協中央会の松旭でございます。

日ごろ先生方には、系統農協各般にわたりまして格別の御指導、御支援を賜っておりまして、この機会に厚く御礼申し上げる次第でございます。

私からは、今回の農協法並びに農協合併助成法の改正に関連いたしまして、系統農協が現下の情勢変化のもとで取り組むべき重点課題についてその要点を申し上げ、御参考に供したいと存じます。

まず、農協を取り巻く環境、情勢でございますが、私から改めて申し上げるまでもないわけですが、いざいざいざ、我が国の農業は、国際化の進展や経済社会の構造変化が進む中で、耕作放棄地の増大とか担い手の不足とか、いろいろな大きな問題に直面いたしております。また、農村地域におきましては、高齢化や過疎化の進行によりまして、活力の低下が一層顕著になっております。

一方、農協の事業、経営の面におきましては、組合員の意識、ニーズの変化、金融自由化の進展、他業態との競争の激化などによりまして困難性が増大しつつございます。

こうした状況に対処いたしまして、農協がこれから果たしていくべき役割をいたしましては、農業面や生活面への幅広く、かつ直接的なかわり合いを強めていく、そういうことによりまして地域農業の振興や農村地域の活性化に中心的な役割を果たしていくかなければなりません。そして、多様化し、高度化する組合員のニーズに対して的確な対応を図っていくことが今日の強く求められているわけでございます。

こうしたことから、系統農協が取り組むべき第一の課題をいたしましては、こうした役割を果たしていく上で、農協が必要なる事業機能の拡充を図って、取り組みを強化していくことと存じます。

その一つは、農業生産面における系統農協の取り組みであります。農協の基礎的業務であります営農指導事業について体制整備を図り、一層の機能発揮に努めていかなければならぬと考えております。また、これまでのコスト低減対策や農産物の品質向上、安全対策に加えまして、担い手の減少や高齢化に対応いたしまして、農地信託事業、農地保有合理化促進事業などの農用地利用調整活

勤の強化、受託農業経営事業の拡充、農事組合法人の活性化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域活性化対策につきましては、特に農村地域における高齢化問題が大変大きな問題でございまして、今後避けて通れない課題でございまして、このことにつきましては、行政とも十分連携を図りながら、老人の福祉事業に取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、信用事業におきましては、さきの金融制度調査会の取りまとめの方向に沿いまして、外国為替、国債等の窓販、デューリング業務等の新たな業務を初めとして、他業態に劣後しない機能を具備していかなければならないわけでございまして、この農協連合会の信用事業並びに農林中金の機能整備につきましては、別途、金融一括法により機能整備をお願いすることとしておりますので、本日の農協二法とあわせまして諸先生方の特段の御理解、御支援をちょうだいしたいと考えてございまして。

第二の課題は、農協の経営管理体制の整備強化対策についてでございます。

農協合併が進展することに伴いまして、合併農協の組合員数や事業規模は現在より格段に大型化したと見られます。また、経営の中身も大変複雑なものになってまいります。これに伴って、一方では経営リスクの増大も懸念されるところでございまして、このため、今後の合併農協の事業運営に当たりましては、組合員の意向を十分にくみ上げ、これを事業に的確に反映させていくとともに、農協の経営のかじ取りというものを適切かつ失敗のないようにやっていくことが極めて重要な課題であると考えております。

こうした観点から、経営執行体制面におきましては、理事会や代表理事の責任と権限を明確にした機動的な執行体制を確立しますとともに、高度専門的な業務への対応や組合員等の適切な意思反映を図るため、学識経験者とか青年層、婦人層からの役員の登用を積極的に推進していかなく

ればならないと考えております。

また、内部率制体制につきましては、監事の権限の強化による的確な監査の実施と学識経験者の監事への登用等による監査体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

第三の課題でございます。これは系統農協の組織整備への取り組みに關してでございます。このことにつきましては、昨年三月に全中会長の諮問機関であります総合審議会において、事業二段・組織二段を基本とします将来方向が示され、昨年十月の全国農協大会で決議したところでござい

す。この組織整備の最大のねらいをいたしてありますところは、組合員の期待にこたえる立派な農協をつくっていくんだということで、このためには農協合併を積極的に推進しますとともに、農協に自己完結的な事業機能の具備と自己責任経営が可能な体制の確立を図っていくことであると考えております。

なお、農協合併の推進につきましては、現在各県で大変意欲的な取り組みが進められております。県及び全国段階の連合組織といたしましては、合併の最大のネックになっております固定化債権の解消対策として一定のファンドを造成して、合併の促進について支援をしてまいりたいと考えております。

組織整備のもう一つのねらいでございまして、現在市町村段階の農協と県段階の連合組織と全国段階の連合組織、三段階から成る事業方式を、農協合併の進展に伴いまして、合理的、効率的な方式として事業二段に組みかえていくということでありまして、また、組織についても、こうした新しい事業方式に対応したとして、農協と統合連合組織の組織二段を基本として再編していきたいと考えておるものでございます。

ただ、こうした系統農協を通ずる事業、組織の改革への取り組みにつきましては、県ごとに農協合併の進捗状況が異なったり、事業の実態もさまざまでございますので、一律、一斉に進まないと

いう面も当然ございます。したがって、それぞれの県や事業の実態を踏まえて、平成五年三月までに実行方策を策定し、できることから可及的速やかにやっていくことにいたしておるものでございます。

以上申し上げました系統農協の今後の取り組み課題につきましては、昨年十月に開催いたしました第十九回全国農協大会におきまして「農協・二十一世紀への挑戦と改革」として決議したところでございまして、組織の総力を挙げて取り組んでいく所存でございます。

どうか諸先生方におかれましては、こうした我々系統農協の取り組みについて御理解をいただきまして、農協法並びに農協合併助成法の改正につきまして特段の御支援を賜るようお願い申し上げます。私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○高村委員長 ありがとうございます。

次に、三宅参考人をお願いいたします。

○三宅参考人 私は、宮崎経済連の三宅でございます。

日ごろから諸先生方には農協事業につきましても大変お世話になっておりますことを、この席をかりまして厚く御礼を申し上げます。

本日は、委員長の御指名に従いまして、私は主として系統農協事業における官農指導事業の強化なり、また農業経営等に関する取り組みの強化、特に受託農業経営等について御意見を申し上げます。御参考にお供したいと存じます。

参考人としての具体的な意見を申し上げます前に、まず私が所属をいたしておりますJA経済連の役割なり機能、そしてこれも私どもの事業基盤であります宮崎県の農業の概要について若干触れさせていただきます。

宮崎県の農業粗生産額は、平成二年度におきまして三千七百四十五億円、これは全国第八位で、全国に占めますシェアは三・三％でございます。宮崎県の農家戸数は全国の一・八％にすぎませんので、その意味から申し上げますと、我が宮崎県

は全国上位の農業県としての位置づけをしてよろしいかと考えます。

さらに、その内容でございますけれども、宮崎県の特性は、何と申ししましても畜産と野菜を中心とした農産物にあり、その特徴を求めるところがございまして、それらの品目が農業粗生産額に占めます割合は、畜産で五四・八％、二千五百二十億円でございます。園芸事業で二九・一％、一千九百億円となっております。この二品目で全体の八四％を占めておるわけでございまして、その中で特に畜産は、他の品目に比べてそれ自体が大変に重層的な農業経営形態で、さらに本県農業に占めます圧倒的なシェア。このようなことを考えますと、宮崎県の畜産は、一人一人の生産規模の問題以上に県全体としても大変大きな規模を有していると言えるのではないのでしょうか。また、宮崎県の園芸事業におきましても、その焦点を私どもは、投資額は大きいわけでありまして、収益性の高い施設園芸の拡大に当てております。

こうした宮崎県の農業生産を担っているのが、六万七千戸の農家組合員と県下二十三農協並びに農協の活動を補完しております経済連でございます。宮崎経済連は、農協で取り扱います集荷販売数量の約九〇％について販売加工を担っておりますのでありまして、畜産で一千二百二十二億円、園芸で七百二十二億円、米その他で一千一百一十億円に上っております。こうした事業活動のほかに、経済連が農協を補完する機能として大きな活動の分野を占めておりますのが、官農指導事業でございます。この点は今回の法改正におきましても課題となっており、意見を含めまして申し述べたいと存じます。

今日の農業における主要課題の一つとして、先ほどもありましたが、中核的な担い手を中心とした農業労働力の減少なり耕作放棄地の増大、それから中山間地域の活力低下等による農業体質の脆弱化の進行が指摘されております。農協組織自体が克服すべき課題といたしましても、国際化

への対応を控え、競争激化が一段と進行してまいってあります。農協組織が組合員の高度化、多様化するニーズにどのようにこたえてまいるか、あるいは農業技術の高度化に対し農協組織がどのように対応してまいるか等の御指摘がございします。これはいづれも連合会機能と単協の指導機能がこれまで以上に連携をし、より高い次元での指導が可能になって初めて達成される課題だというふうに理解をしております。

また、農協組織では、これまでも営農指導員を中心としてこれらの対応に日夜努力を傾けてまいっておりますが、今申し上げましたような現状で、必ずしも十分な対応ができておるとは申せません。系統組織にとつて営農指導機能は、販売事業、購買事業、信用事業等と有機的に結びつきまして、農協の事業全体に相乗的な効果をもたらす基本的かつ中心的な事業として位置づけられております。しかしながらその実態は、多くの人の指摘にもありますように、特に指導事業の収益性におきましては信用事業等からの繰り入れに大きく依存をしております。それが実情でございます。営農指導のための安定的な財源確保、これは信用事業等の収益性に限りが出てきた昨今の事情の中では非常に重要な課題として再び浮上してまいっております。

また、近年の人手不足、こういう状況を反映いたしまして、農協の雇用状況も非常に窮屈になってまいっております。一定水準の技術なり能力、経験等、こういうものを必要とする営農指導員の確保、こういう面になりますと非常に困難をきわめていくというのが現状でございます。まして、昨今での技術の高度化なり多様化に伴う質の高さが求められていることを考えますと、いずれにしても県連合会の強力な補充が必要になってくる、このように考えるわけでございます。

次に、畜産経営等の補完対策といたしましての受託農業経営の県連合会への付与の問題に關しまして意見を申述べてさせていただきます。

農業経営受託事業につきましては、これまでも

出資単協にしか認められておりませんが、とりわけ畜産においては急速な規模拡大なり専門化等に伴いまして技術指導等について単協ではその対応が限界となりつつあります。県連合会の保有する施設なり技術、それから資金を活用した農業生産の役割を期待する意向が非常に強まってまいっております。冒頭に宮崎県農業の特質について申し上げましたが、全国におきましても、特に畜産におきましては施設、飼養規模ともに大型化が進行しております。それは、前にも述べましたように必然的に資金の大型化なり技術の高度化へつながってまいりまして、人的な対応を含めて単協では十分に対応し切れなくなっております。

このようなスケールの大型化が進み、技術の高度化が進んだ経営体の中での機能のあり方、実態に合致して柔軟に対応できることが何よりも必要だと考えます。また、損益計算が非常に難しい、こういうことでございします。その簡素化についてもよろしくお願いしたいと存じます。

最後に、組織合併への取り組みについて若干述べさせていただきます。

本県におきましては、第一次農協合併助成法によりまして、当初百十二農協あったものが五十六農協になり、そして昭和四十六年に全国に先駆けて宮農団地に対応した広域合併、こういう実現について、農協、県連の段階別機能分担、それから合理化、効率化を目指して一九七〇年代における宮崎県農協の基本構想を決いたしました。その実現に努力してまいった次第でございます。その結果、五十六農協あったものが半以下の二十三農協に現在減少しております。しかしながら未合併農協が残っております。農協間の規模格差も非常に大きくなりました。県連合会の合理化なり効率化も完結に至っていないのが現状でございます。

そこで、昨年開催の県農協大会におきまして、営農、生活指導事業の強化なり経営基盤の強化の観点から、十三農協構想を早期に実現をいたしまして、系統を通ずる合理化、効率化システムを構

築するために実行方策を平成五年三月までに作成をしたい、こういうことで努力しているところでございます。そのために、ぜひ農協合併助成法の改正について、その実現をお願いしたいと存じます。

以上、私の意見陳述を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○高村委員長 ありがとうございます。

次に、氣質澤参考人にお願いたしました。

○氣質澤参考人 長野県JA伊南の組合長の氣質澤隆三でございます。

私たちの農協は四市町村にまたがっております。八つの農協が合併をいたしました。そうして、ことしでちょうど満二十年を迎えたところでございます。これを契機にしまして、さらに二〇〇一年に向けて長期ビジョンを策定しまして、その第一年度としてスタートしたところでございします。その新しい経営方針は、すてきなライフワークである農業を実現しようということ、もう一つは、もつと多彩にさらに豊かな暮らしを実現しよう、そして三つ目に、期待を先取りする事業展開をしようというところがその要旨でございます。

たまたまこれと軌を一にしまして、ちょうど三年前から職員を中心とした、いわゆる職場のC.I.をいけば本格的に取り組んでまいりました。その目標は、新共感社会の実現に向けてコミュニティ・ライフの質的向上を図るためのサービスを提供することを使命とするというふうに考えております。そして、地域の人々と触れ合い、最も愛される存在となることを目標といたしております。長期計画とあわせて実行を始めたところでございます。

さて、今回御指名をいただきました役割につきまして若干意見を述べたいと思っております。

合併助成法の延長や農協制度の改正案等のことにつきまして松旭常務のお話のとおりでございます。私たちが農協の現場から見ましても極めて必要なことだ、かつ時宜を得たことだと思っております。

その中で、営農指導事業は、端的に申し上げて賦課金によって賄うことが原則とされておりますが、実態は毎年本会計からかなり繰り入れをいたしております。したがって、ほかの事業の独立採算制に対して極めて大きな負担をかけておる実態でございます。その強化のためには、我々の努力も必要でございますが、一層の御支援をお願いするところでございます。

次に、農業経営の取り組みの強化の問題でございますが、現状は各市町村ごとに営農センターが確立をいたしましてそれぞれ実行いたしております。特に生産者と農協と行政と三者一体で実行をいたしております。

なお、農地保有合理化促進事業あるいは農地信託事業等がそれぞれ現場においてまいりまして漸次改善をされておるように思いますが、農業の担い手の問題は依然深刻、喫緊な課題だと思っております。

従来、国は自立経営、規模拡大ということを政策の基本に置いてまいったというふうに思っております。さらに農業法人、農協における経営などの担い手の選択拡大するという方向にあると思料をいたしております。私はかねがね持論として、もはや個々の後継者には限度があると思っております。集落単位の担い手、農協組織による担い手の確保が現実的だと思っております。かつてその時代だと思っております。したがって、私は農協が農地を取得する道も開いて、そして農協の職員がオペレーター、そして農地管理あるいは機械の効率運用、つまり身分の安定した職員が実行することができたならば、これはコスト低減等にもつながる競争力を得ると思っております。従来の極めて複雑な許認可を避けて、最もシンプルな手法だというふうに信じております。

次に、地域活性化対策でございますが、高齢者福祉対策につきまして、私たちの農協はここ数年決算時に福祉基金として毎年積み立てをいたしております。加えて、生活部会の方

らの自主的な積立金もあわせて福祉基金の造成に努めております。その他、自主的に助け合いの制度あるいは介護技術の研修等を実行いたしております。最近かなりこの方の進展に伴いまして行政といういろいろな機能分担について相談をしておりますところでございます。長野県は厚生連病院が極めて、自画自賛ですが整っておりますので、将来厚生連病院とタイアップをしまして、新たな施設の取り組みを検討したい、しつとあります。

次に、信用事業でございますが、従来この収益は、総合農協におきましては特に営農指導事業あるいは福祉、教育等地域活性化についての財源としておるところでございます。しかし、金利の自由化によりましてかなり苦勞をいたしております。しかし、自流の運用力強化に努めておるところでございます。しかし、現場の声としましては、先ほどお話のありましたように、各種の公庫資金の貸し付けの事務量などが膨大になっております。これが農協にとりましてはトンネルでございます。そのことも含めまして、これは全部政府資金でございますので、もう少し農協の資金を活用してほしいな、さらに、最低限、当面手数料が本当に微々たるものでございますので、この増額をお願いしたいということを率直に申し上げるわけでございます。

次に、経営管理体制でございますが、理事会、総代会、代表理事会等の機能の問題につきましては、先ほど松旭常務の方から話のあったとおりでございます。その中で重複を避けたいと思っております。機動性のある執行体制が必要だと思っております。しかし、役員の出選に際しましては、民主的選挙制というものはやはり原則的に必要だと思っております。しかし、それに加えて、女性、青年、生産部会の代表等に機会を開く、この補助的な手段として専任制、推薦制を併用することが私の土地の風土としては好ましいと思っております。

合併助成法の延長はぜひ必要だと思っております。私たちは農産物の銘柄を高めて、より競争力をつ

け、充実した経営体を持っていきたいと思っております。今度上伊那、つまり一郡一農協を目指しまして、既に研究を重ね、実現に向けて努力中でございます。よく議論されますことは、これも松旭常務からお話がありましたように、各基金だとか負担金等については損金の方へ算入できるような措置をしていただければ、この促進上本当に助かるなというふうに思っております。

なお、広域合併の課題としまして、市町村行政との連携の問題を問われがちでございます。もちろん良好な関係を保つために積極的に手だてはいたしておりますが、この機会に、借越でございますが、一方、市町村行政の中には旧態依然たるものがあると私は思料しております。市町村の広域行政合併の促進に別の面から促進をいただければより幸いだというふうに思っております。

さて、もう一、二分お願いいたします。せつかくの機会でございますので、失礼ながら蛇足を加えたいと思っております。私は昭和三十年から今日まで三十六年間、連続して農協の理事を務めてまいっております。それ以前、終戦直後の農協創立以来、集落の運営委員を務めてまいっておりますので、私は青春から今日まで兼職を避けて農協一筋、先ごろの記録では、農協は私の人生というふうに自覚をした次第でございます。

今願ひてみますと、肥料の配給、食糧の供出、近代化、多様化、目まぐるしい環境の変化の中で、地域の農業、農村を支えてきたのはまさに農協であると私は確信し、自負するものでございます。しかし、農協は企業努力を問われ、営利を目的としない法人でありながら、現実には赤字を出した組合長は終わりでございます。極めて特殊な経営責任を持っております。そして、農家の社会的、経済的地位の向上を図ることを使命としておりますけれども、農協自体の地位は極めて低いというふうにも思っております。例えば、行政に対しては隷属的な組織でございます。また、公的性の仕事をしながら、民間の業者あるいは郵貯等の官業との競争にさらされております。かつ、地

域においては幾つかの農業団体がございまして。それらの機能とかなり重複、競合をいたしております。農協ではこうしろ、ああしろという注文、御批判をいただくわけでございますが、その割に――まあ次の言葉は割愛します。

そこで、私の願ひは、今後の農協制度の見直しに際しましては、マクロの見地から農協の公的、社会的地位の向上を図るべく、その措置を懇願いたすものでございます。そのことによりまして、全国津々浦々にある農協によりよい職員が集まりまして、彼らの企画力と今まで鍛えてきた実行力によりまして、日本が今抱えておる多くの農業問題の課題をかなりの部分解決できると思っております。農村、日本の活性化に貢献できると信じておる次第でございます。

終わりに蛇足を加えて恐縮に思いますが、得がたい機会でございますので、一言加えて意見の発表にします。よろしく願ひします。(拍手)

○高村委員長 ありがとうございます。(拍手)

以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○高村委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。杉浦正健君。

○杉浦委員 参考人におかれましては、御多忙のところ当委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、二法の改正につきまして、系統それぞれの段階の第一線で御活躍のお立場で貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。

農業、農村をめぐる情勢は、まさしく変革と云ういいほど激しい過程の中にございます。そういった中で、政府といたしましても検討本部を設けまして新しい農業のあり方を検討を始めておるわけでございますし、また、皆様方におかれましては、昨年の大会におかれまして名前もJIAと改める、三系統三段階を二段階に改める、抜本

的な農協のあり方について検討を進められるというふうになっておるわけでございます。まさに時宜にふさわしいことだ、大いに進めていただきたい、こう念じておるところでございます。

私、昨年農水政務次官を拝命いたしました際に、全国津々浦々とはまわりませんでした。が、例えば北海道の士幌農協、鳥取の東伯農協、香川の太田農協、青森のリンゴ、山形のサクランボ、果樹、酪農、地元の花等々十指に余る非常に業績を上げておられる農協の視察をさせていただきまして。その際共通に言えることは、それらの農協に共通しておりますのは、企業家的精神に富んだすぐれた指導者に恵まれ、農家と一体になって農協経営を進めておられる。そういう姿を拝見し、しかも相当高収益の農業、所得も平均一千万、多いところでははるかに超える業績を上げておられるという姿を拝見して、実に力を得たわけでございます。私も、私どもの今度の法改正もそういった農協のあり方に幾らかでもお助けしようというところに眼目があるわけでございますけれども、農協がひとつ今後大いに活性化をして、農業、農村のために中心になっていただくということが、やはり今後の日本の農業のあり方の不可欠の条件だと思われまして、大いに御努力賜りたいと念じておるところでございます。

参考人に順次御質問させていただきますが、一括して質問だけ申し上げさせていただきますので、順次お答え願ひすればありがたいと存じます。まず松旭参考人にお伺ひいたしますが、JIAと改められ、三段階を二段階にするという方針を打ち出されておるわけでございますが、まことに結構なことだ、大いにやっていただきたいと思ひますけれども、農協系統というのはいまだ、基本的には組合員あつての農協でございます。あくまでも組合員本位の事業経営がなされなければいかぬという点はもちろん申すまでもないところでございます。ですので、あくまでもそういう見地に立って進めていっていただきたいと思う次第でございますが、お伺ひしたい点は、こうした考え方で進め

られていく丁Aのお取り組み、二段階化等のお取り組みがどういう状況になっておられるのか、また今後どの程度の期間でどの程度の目標を達成されるおつもりなのか、お伺いしたいと存じます。

次に、三宅参考人にお伺いいたしますけれども、宮崎県におきましては大変すばらしいお取り組みをなさっておられることを承知しておりますが、今お話を伺ったところでございまして、今度の法改正におきまして受託農業経営を連合会にも行えるという改正をしようとおられるわけでございますけれども、宮崎県経済連におきましてはどのようなお考えか。また、実際どのように活用していくというお考えなのか、お伺いしたいと存じます。営農指導についても非常によくやっておられるという話をお伺いして、我が意を得たわけでございますが、これについても今後ともどのように対応されていくかとされておられるのか、お伺いしたいと存じます。

最後に、長野県の氣賀澤組合長さん、御苦労さまでございました。

伊南農協におきまして早くから広域合併に取り組み、いろいろと地域の実情に応じ御苦心なさっておられる状況を拝聴いたしましたわけでございますが、農協の合併、今後とも広域合併を進めたい、進める方向で御努力される方向のようでございますが、農協合併につきましては、事業基盤の強化とスケールメリットという点があると同時に、一方、組合員や市町村との結びつきが広くなると希薄になるという御指摘もあるわけでございます。これにつきまして組合長さんのところは、大変うまくやっておられるように拝聴したわけですが、どういふ点が必要なのかということ、さらに、さらに広域化した場合にはそのあたりをどのように取り組んでいかれるおつもりか、お伺いしたいと存じます。

それから、老人福祉事業についても大変お取り組みということで感銘を受けたわけでありまして、けれども、どういふような契機でお取り組みになることになったのか。費用負担について若干お触れ

になりましたが、もう少し詳細にお伺いしたいと存じますし、この問題は、行政とのすみ分けと申しますか連携が大切だと思うわけでございますが、そのあたりについて御高見を承ればありがたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松旭参考人 ただいまの先生の方からございまして、今今回の系統農協の組織整備について、あくまでも組合員本位でやるべき、全く私も基本認識はそのとおりでございます。

先ほど組合員の期待にこたえる立派な農協づくりと申し上げましたけれども、言葉をかえて言いますと、やはり今度の農協づくりというのは本来に組合員に役立つ、組合員のための農協づくり、当たり前のことではあります。ややその辺の取り組み、認識が薄れていったということもございまして、そういう反省にも立ちながら、先生御指摘のよう、もう一度そういう原点に返った意識改革をやっていく、その上で農協を築いていく、こういう精神でございまして、先生の御趣旨のとおりやらさせていただきますかと思っております。

それから、検討状況でございますが、昨年十月に農協大会が終りまして、すぐ十一月から全中の中に系統農協組織整備推進本部、これは全中会長が本部長になってやっておりますが、すぐ検討を開始いたしております。その下に専門委員会あるいは事業別的小委員会をつくりまして、実は昨日もやったわけでございますが、延べ十回近く、まあ回数だけはいいわけではございませんが、大変濃密に検討をいたしております。平成五年三月に、必ず組合員の期待にこたえられるような実行方策をつくってまいりたいと思っております。

それから、先ほどは実行方策をつくって可及的速やかに取り組むというふうに申し上げたのでございまして、いつまでにこれをやるかということでございますが、これは県の合併の進み具合がかなりまちまちでございしますので、さっ

き一斉に進まないと言いましたが、いつまでにといいことも必ずしも明確にはいたしておりません。ただ、現在各県が取り組んでいる農協合併構想の中身を見ますと、かなりの県でいついつまでやろうというタイムリミットを切った大会決議をされております。私も当初、二十一世紀までに一千農協、こう言っていたのですが、各県の今の取り組みの中で、二十一世紀まで、つまり平成十二年までにやろうというような悠長な果はなくなりました。もう、もつとできるだけ早くやろうというところであります。我々もそうした県の意欲的な取り組みを大いに助長いたしまして、とにかくできることから早くやっていくということ、最大の努力を払ってまいりたいと思っております。

○三宅参考人 ただいまの御質問の受託農業経営についての連合会の問題でございますけれども、現在、畜産の中でも養豚関係を中心に小家畜農家は経営自体は大規模化しておる、こういうことでございまして、本来農協が対応すべきものでございまして、こういうふう非常に投資額も大きい、規模が大きい、こういうことになりまして、勢い農協だけではやはり対応できない、こういう面がございまして、内容は、技術なり経営の問題なり資金力の問題、こういうものが限界があるかと思っております。このために、今後そういうものに対しては連合会が一時的に肩がわりをする、こういう形の要望が非常に強まっております。というのが実態でございます。今回のこの法改正によりまして、この措置が非常に期待をされておるといのが実態でございます。

それから、二番目の営農指導の問題でございますけれども、これは今までもそうでありましたが、今後やはり中心となる農協事業の中での位置づけ、こういうことには変わりないと思っております。ただ、今宮崎で見ましても、系統で七百名ぐらい営農指導員がございまして、一農協大体三十名ぐらい、こういうことで全国の六倍ぐらいの要員を抱えてございます。県の普及員等入れますと約一千名、こういうような規模になっておりまして、それだけ農業に對しまして取り組みは強化しておるわけでありまして、今後は質の面において重点的に取り組んでまいりたい、こういう考え方をしております。

また、営農指導員の確保の問題が、先ほど申し上げましたが、難しくなっておりますので、これらについても十分県全体での対応、こういうことをしてまいりたい、こういうふう思っております。

以上であります。

○氣賀澤参考人 合併農協と行政との関係でございますが、先ほど申し上げましたように四市町村ございまして、地縁血縁の深いところでございまして、四市町村共同の経営体による病院を持っております。日常、農協の関係地域と一致しておりますので、日ごろ大変親密な関係でお願いしておりますところでございます。のみならず、各種のイベントも結構あります。また私も、市町村長様と議長様や農協委員長さんとかなかなかコミュニケーション、ノミケーションもたくさんあるわけでございます。日ごろ意思を通じながらやっております。したがって、この営農関係につきましても、先ほど申し上げましたように営農センターを各町村ごとにつくっております。それはみんな行政と一体でございます。それをさらに、伊南全体の中でセンターの協議会をつくっております。それから別途、伊南農業振興協議会というものがございまして、これも各市町村ごと、技術屋を含めて多くの組織を含めた各地区ごとの協議会がありまして、それも最終的に四市町村合合わせた伊南農振協でもって、いろいろと発想をし実行をしておるといふ実態でございます。

しからば、なぜさらに次の合併をいうこととございまして、率直に申し上げまして他動的なものが一つあります。これは長野県の合併構想の中

の二十五農協というのがありまして、その一構想が上伊那郡農協なんです。しかもその構想に基づいて、他地区においては極めてスピーディーに合併が進んでおるのです。だから本音を申せば、せっかく今まで優位を保った伊南地域が他の農協におかれてはいかないというものがいいこととはございませんが、しかし、もともと一郡上伊那という地域は、極めて作目も類似しておりました。すべての行事等におきましても一体的に行っておりまして。たまたま先生方の選挙基盤も一致しておりますので、日ごろ顔なじみの仲間でございます。加えて作物的にも、やはり将来の競争を考えたときに、もう少し銘柄を確保して競争力をつけなければいかぬということが日ごろの念願でございましたので、ただ、伊南という知名度は弱い、地図から見ると伊南という地域はない、伊那谷の農協ということでアピールする必要がある。そうすれば諏訪や浅間と対抗できるぞ、日本と競争できる、こういうような意味におきまして、今各作目ごとに、うちの技術屋が中心になりまして専門委員会それぞれ生産体系マップをつくって検討いたしております。総じて建設的な雰囲気がございますので、近く機関を経てそのような方向へ参りたい。その伊南農協で得た実績をもとにして、一郡一農協の際の農協の姿勢としては、行政に対して積極的なコミュニケーションを図り、提携をお願いして実効を上げたいというふうに考えております。

二つ目の、高齢化社会の問題の動機は何かという御質問かと思いますが、よろしいですか。
実は、これも話せば長いのですが、伊南農協独自に、世間では婦人部と言っておりますけれども、私たちのところは生活部生活班という名前でございます。そして、もう十数年の歴史がありまして、非常に、自画自賛ですが、勉強家が多くて、日常の認識が高いと思っております。そこで特に、来るべき高齢化社会に向けて我々何をすべきや、特に健康問題、安全問題をテーマに常に講座を設けて勉強しておるわけでございまして、何

とかそこにある高齢化社会に対して我々も何かしようという婦人層の強い認識がございました。それに加えて、長野県は厚生連病院が非常に密着しておりますので、御存じかと思いますが、若月院長が参りましたことも一つの契機でしたが、どうかひとつ、例もあることだし、この伊南の地域にも中間施設ぐらいつくってひとつやってみるかな。ただ、施設は楽だけれども、それに携わる人々が大事だ、特にボランティア精神がなければこの機能は効果しませんよという御指導もありまして、そして生活部会の中で助け合い組織というものが誕生いたしました。これは名前だけではいかぬからということで、先ほど申し上げたように積み立てしながら進めておるということとございまして、先ほど申し上げました、将来のビジョンへ向けてみんなで意識を高めながら勉強しようというのが動機でございました。

今後のスケジュールについては省略させていただきます。

○杉浦委員 どうもありがとうございます。以上で終わります。

○高村委員 堀込征雄君。

○堀込委員 参考人の皆様には、大変お忙しいところ、ありがとうございます。なおまた、先ほどは大変参考になる陳述をいただきました。心から感謝を申し上げると同時に、日ごろ農協の運動に大変御努力をされていることに心から感謝を申し上げます。幾つかの点について御質問させていただきます。

最初に、三宅参考人にお伺いをしたいというふうに思います。

先ほどの御説明で、特に受託農業経営の連合会への期待、よくわかりました。ただし、具体的に単協事業との競合の関係、そういうことをどう分担し、どう調整していけるおつもりかというところが一つであります。

それから第二点に、宮崎県経済連、御説明をいただきましたように、販売事業、購買事業、非常に前向きに取り組んでいらっしゃる、そして営農

指導活動も取り組んでいらっしゃるということがよくわかりました。ただし、今松旭参考人の方から御説明ございましたように、系統農協における事業二段・組織二段という討議が進められているということでございますが、例えば、この販売事業がそういう二段階事業の中で、それだけ特色を持って努力をされているものが果たして二段階の中で広域農協なり全国連の方にうまくつなげられるということができるのかどうか。そしてまた、宮崎県経済連の実態を見ますと、販売品と購買品の調和の中でいけば生産、販売体制の資金を生み出し、体制を生み出していらっしゃるというふうな思いをしております。事業二段・組織二段についてお考え方を御説明をいただきたいと思っております。

○三宅参考人 ただいまの御質問の、経済事業におきまして二段階の問題であろうと思いますが、経済事業の場合、販売事業、購買事業、こういうふうにあるわけでありまして、一つは、他の業態との競争が非常に激しい、こういう実態がございます。そういう中で合理的に効率的な事業の方式を確立する必要がある、こういうふうに思っております。あわせてまた、物流なり商流、こういう面での合理化、流通経路の短縮、こういうものを進めていく必要がある、こういうふうに思っております。

それから、そういう意味で、経済事業の場合には、事業なり品目、それから地域の実態に応じた農協での完結、それから農協と県連との結びつき、また農協と全国連との結びつき、こういうものが多様化しておりますので、こういうふうな考えをとおるところであります。組織につきましまして、県域の機能を従来どおり県連が担う、そうしまして、統合した連合会の県支店でそういう面をやるのか、最も簡素化した県連でやるのか、また、農協合併の進展に合わせまして、やはりその地域の実情によって変わってくるのではなからうか、こういうふうに思っております。

ただいまのは購買でありますけれども、販売事業におきましてはやはり県連が主体にならないと、購買事業と違ってしまうかなかなか難しい問題があるのじゃないか。県間の競争等もございしますので、そういう面で購入と販売との違いは出てくる、こういうふうに思っております。しかしながら、今後やはり十分検討をしまして、組合にとつてどの方法が一番望ましいのかどうか、こういう点については十分検討しながら進めてまいりたい、こういう考え方に立っております。

○堀込委員 ありがとうございます。
それでは、松旭参考人にお尋ねいたします。先ほど御説明の中で、特に今の経営管理体制なり農協の事業機能の拡大なり、そして農協組織内の総審の答申に触れまして、できるところから可及的速やかという決意もお示しになりました。そこで、事業譲渡の関係につきまして今度の法案の中に入っているわけでありまして、率直に言いますと「簡素な県組織」あるいは「広域連合組織」という表現が総審の答申の中にもございまして、先ほどの説明の中にもございました。この具体的なイメージはどういうものを想定をしておりますか。

そしてまた、事業二段・組織二段といった場合に、私も資料で見ると、例えば農林中金の資金運用力などにつきまして、今の信連に結集している貯金が全部集まると、今でも貯蓄率が都銀に比べてかなり低いという実態にございまして、それは大丈夫でございましょうかというふうな心配があります。
それから、ただいまも三宅参考人からございましたように、例えば全国連の販売事業はこれだけ産地間競争が激しくなるという中で、果たしてそういう組織統合などができ得ていくであろうかというふうな疑問を持つわけでございまして、参考までに御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○松旭参考人 まず最初にお話が出ましたが、簡素な県組織、広域連合組織という位置づけでございますが、総合審議会の答申といたしますか、これ

は一つの基本の方針を示しておりまして、実際の実行方策のつくり方というのは事業別にさまざまな形をとるのではないかと。また、何しろ県ごとに農協合併が進みませんと、それを前提にした話でございまして一斉にはいかなければ、こういう位置づけでございまして。

そこで、そうした場合にいろいろ御懸念があるよというお尋ねだつたと思ひます。

一つは、農林中金の資金運用力についてどうなのだというところでございまして。確かに、今一斉に信連の資金が、じゃ農林中金で全部できるかというところになりますと、それはもう物理的にも大変無理があります。ただこれは、例えば金共連をとつてみますと、今、責任保有積立金を段階的に、計画的に金共連に移しかえていく最中でございまして、私どもは例えば金共連方式みたいな形で段階的、計画的に移しかえていくのであれば可能ではないか、こういうふうな考えておりますし、かたがた県の組織整備も多分まだ色に進むことになりまして、そういったところから取り組むにはそれは可能であらうというふうに思っております。

それから、販売事業についてどうかというお尋ねでございましたが、これも現在実行方策ということを検討しておりますが、販売事業と一言で言いますが、じゃ大消費地の直販をどうしていくのかということとか、じゃ卸売市場に出していくのかというのかと、こういうふうな、その流通のパターンによって機能分担が変わってくると思ひます。おっしゃる通りに、例えば市場販売については私どもは今検討の途中でございまして、多分県域の機能ということを中心をやっていくことになるであらう、こういうふうな考えております。その辺は多分先生の御趣旨に、お考えに合っているのではないかと、こういうふうに思ひます。ちょっと舌足らずですが。

○堀込委員 ありがとうございます。
それでは気賀澤参考人にお伺いをいたします。
一つは今の問題でございまして、今全国

連、県連からお考え方をございまして、それぞれの立場から組織整備を進めたいということがございまして。単協の立場からいたしまして、一つは広域合併をする、そうするとかなり資金運用力などもみずから力量をつけなければならぬというふうな事態が出るのではないかと、そういうことが想定をされるのではないかと、こういうふうに思ひますが、その辺については不安があるのかないのか。あるいは、多分今の販売は長野県経済連を通していろいろな販売戦略、農産物の販売なんか戦略を練っていらっしゃると思ひますけれども、独自の販売ネット、あるいは全国一律のそういうネットになる場合に、どういう方法なりどういうことをイメージしていらっしゃるか、あるいはそういう方向に対してある種の不安は今お持ちであるのかないのかという点が一つでございまして。

それから第二点目に、先ほども執行体制の強化の中で民主的選挙制が基本である、こういうお話がございまして。そのとおりだと思ひます。今度、理事会権限の明確化とか代表理事制とかか監査機能の強化などが今度の法案に盛り込まれているわけでありまして。監査機能の強化とかか学理事の登用などにつきまして、私が知る限り、全国各農協はそれぞれ部属で推薦をして、そしてその人たちが選挙委員会をつくって理事さんを選んでくるといふような形が大部分ではないかというふうな思ひますが、具体的に広域合併になると学理事の登用などが非常に必要になるだろうというふうな思ひます。その辺は具体策は何かお持ちでございまして、いかがでございましてか。

○気賀澤参考人 初めの件でございまして、今度の全中といひますか全国系統の組織整備は広く聞かれますけれども、本来はいい農協にしよう、完結農協にしよう、機能の高い、レベルの高い農協をつくりましようということが基本でございまして、そのことを重点に考えております。

ただ、長野県の場合は、御承知のように特殊な販売力を持っておりまして、五千億円です。北海道に続いて内地一の販売量を持っておりま

す。したがって、今までの実績やネットを持っておりますので、あの実績というものはやはり県域として生かしていきたいという希望を持っております。その中でそれぞれの農協の個性、特性、作目の特徴を生かして、それをトータルの県域の中で販売戦略に生かしていきたいな、こういうふうな思ひしておりますが、その接点については、これからのことですので効果が上がるように努力したいということより申しかねるというふうに思っております。

それから、後のことでございまして、私もさつき申したような経歴でございまして、私たちの農協の理事は生産者のたき上げといひますか生産部会の方のたき上げのような人が多いわけなんです。したがって、風土としては、我々の組織は我々の中から代表者を出して農協をつくり、農協の理事者を得て、我々の中から監事を出して、という認識というものはかなり根強いものがあると思ひます。しかし、同じ農家といひますけれどもそれぞれお勤めでございまして、会社等々広い視野に立つて、農協の経営というところに對して新たな感覚が生じておると思ひます。

したがって、そういうたくましい男たちも、やはり近代化の経営をするには専門的な頭脳も大事だ、また経営的な頭脳、監査的な頭脳も大事だから、やはり学理的な存在もプラスして、従来の土壌に新風を注いで新しい時代へ向けての体制が必要だという意味においては、学理の理事あるいは学理の監事さんに対する全部がアウトというふうな拒否反応はないと思ひます。

しかし、従来の住民感情との調和が大事でございまして、急激に学理の数をふやすとか、また専属の常任監事さんが即よろしいということについてはちょっと時間がかかると思ひます。前後しますが、農協には内部監査機能が創立以來整っておりますので、その方とマッチをしながら新しい方途を模索していきたいというふうな思ひます。御指導よろしくお願ひします。

○堀込委員 ありがとうございます。終わります。
○高村委員長 藤原房雄君。
○藤原委員 参考人の皆様には、大変お忙しい中おいでいただきまして、また貴重な御意見を賜りまして心から感謝を申し上げる次第でございまして。
限られた時間でございますが、それぞれの参考人に何かお伺いをしたいと思ひます。
最初に、松旭参考人にお伺いをいたしますが、先ほど、最近の農業を取り巻く諸情勢についてのお話、そしてそれに対して農協の取り組みの大事なこと、お話を伺いました。
このたびの農協法また合併助成法の改正につきましては、先ほどお話を伺いましたように、事業内容の充実とか経営管理体制の整備とか事業譲渡規定の整備や、また理事会制の法定化を初めとしますその他の問題についての規定が盛り込まれてございまして、これは今日までの総合審議会、そしてまた経済局長の私的諮問機関でございまして農協制度に関する研究会の報告、これらのものを参酌いたしましてこのたびの法制定になったわけでございます。皆様方の今日のまでの討議をなさったことが盛られておる。時代の大きな流れの中にございまして、十分とはいかない面もあるかと思ひますけれども、しかし必要な項目についてはこのたびの改正の中にそれ相当盛り込まれておるのではないかと、このように拝察する次第でございまして。
先ほどの参考人のお話の中にございましたけれども、これから大型化するということになりますと、経営の中身やまた経営リスクの懸念とか、こういうことで経営のかき取りというのは非常に重要であるというお話がございました。さらにまた、執行体制等につきましても、責任体制、組合員の声をよく聞いていかなければならないというお話でございました。これも、今日までも御努力をされていらつしたのだと思ひますし、今後ともまたさらに御努力いただかなければならないことだらうと思ひます。

昨日、同僚委員からもいろいろ質疑があつたわけでありまして、また本日お話の中にもございまして、最近の農村の実態を見ますと、御婦人の方々が非常に多いわけにございまして、青年の方々にさらに活力を持って活性化する農村のために頑張つていただきたいということ、それから御婦人の営農に携わる方々が非常に大きなウエートを占めておる、こういうことからしまして、農協の役員、このたびは理事と学識経験者、こういう方々、それからまた比率を変えらるゝか、いろいろの手当が含まれておりますが、現在、全国的に見まして、農協の理事、さしあつて理事だと思ひますが、こういうところに御婦人の方々がどのくらい携わつていらつしやるのか。そしてまた、これは各農協ごとのいろいろな実態がございまして、御婦人の方が多いからといってすぐたくさん理事になるといふことではないのかもしれないが、御婦人の方が多い農村の現状からしまして、そういう立場に立つての意見の反映を初めとしまして、いろいろな役割を担うということが非常に大事なことではないかと思ひわけにございまして、現状と今後に対するお考えがございまして、お聞きしたいと思ひます。

○松旭参考人 現在、婦人の農協役員が何人いるかというお尋ねでございまして、大変恥かしい数字を申し上げなければいけません。現在、農協の役員数は全体で六万八千人いるわけにございまして、これは農協合併の進展によりまして、役員数の絶対数が減つておりますけれども、現状六万八千人。その中で女性の役員が七十名という数字にございまして、〇・一％ということにございまして、このことにつきましては、私どもは大変大きな問題を持つております。先ほども申し上げましたように、青年層、婦人層から見られるような農協では将来やつていけないわけにございまして、私どもは農協の理事、役員への登用、選出という問題、あるいは総代制度をとつておりますから、総代に積極的に青年婦人層を入れていくことを大きな

眼目にしてございまして、いづれにしても、我々なりの自己反省で言いますと、今の農協社会というのはどうも家父長制が強過ぎるのじゃないか、あるいは男社会に傾斜してしまつて、今御指摘の点については、なかなか難しい点ではありますけれども、これをやつていかなければ本組合員の意思反映をし得る農協にはなり得ないのじゃないかというふうに思つております。

○藤原委員 御婦人の方は御婦人の方で婦人部とかいろいろな立場でそれなりの活動をしておりまして、そのことについては私どももわかるわけでありまして、しかし、今あらゆる分野に婦人の方々の活躍の場、そしてまた意見を述べ得る場が非常に開かれておる、こういう時代に即しまして、これはちよつと時間のかかることかもしれないが、ぜひひとつまたこういう点にもお力を注いでいただきたいものと思ひますし、そういうことでちよつとお伺ひしたわけにございまして、時間もございせんので、次に、営農指導のことについてお二方、三宅参考人と氣賀澤参考人からいろいろお話がございました。これは先ほど松旭参考人からもお話がございましたように、組合員の期待にこたえる立派な組合をつくるのだというところからいたしまして、何といつても農協組合、農業の営農が立派でなければならぬ、そのためには、消費者ニーズにこたえるということから、また技術の高度化、多様化ということからいたしまして、営農指導の事業というものは非常に重要なことだと思つております。先ほども参考人からいろいろお話があつたわけにございまして、この営農指導につきましては、私どももそれなりに勉強させていただいておるわけにございまして、経費のことについてちよつとお触れになっておりましたが、教育情報機と指導事業の収益、また他事業からの繰り入れとかいうことで組合ではなさつていらつしやる、やはり安定的な財源確保ということが非常に大事なことではない

か。また、これから他業種と競争して信用事業というものが行われてくるようになりますと、農協の経営というものは非常に難しい局面を迎えることになるわけにございまして、それぞれの組合の実態とかいろいろな状況によりまして異なるかもしれませんが、営農指導員の確保とか資質の向上、それから普及事業との連携強化の役割とか販売事業との適切な連携とか、先ほどお話しございましたけれども、こういうことからはしまして、財源の確保とともに指導員のことでありまして、これらのことについて、実態的なことやそれから今後の取り組み、これは非常に時間のかかることだと思つておりますけれども、相当長期な計画の上に立つて取り組んでいくべきで、今日までのお取り組みになつていくことはよくわかるわけにございまして、今後についてさらなるお考えがございましたらぜひお聞かせいただきたいものと思つております。

営農事業としてまた信用事業等におきましては、さらにまた高度な知識を必要とするわけでありまして、こういうことからしまして、営農が何といつても第一でありまして、これから多角的になりますと、それらの農協を取り巻く諸情勢に対応する人材群というものが、人材の確保、養成、こういうことが非常に大事なことになるのだと思ひます。これについては今日までもいろいろ御努力なさつておることは私も聞いておりますが、現状とこれからのことにつきましてお考えがございましたら、お二方からお伺ひをしておきたいと思つております。

○三宅参考人 営農指導の充実と安定財源の問題の御質問だと思ひますが、営農指導につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり何としても質の向上を図つていかなければならぬだろう、こういうふうな思つております。

宮崎の場合を申し上げますと、先ほど申し上げましたように、組織で七百人ぐらゐるわけにございまして、全体で二千人ぐらゐる。この

人が全部目標を一つにしてやることによって営農指導というものは相当充実されるのではないかと、こういうふうな思つておられますので、県の方で農業長期十カ年計画ができておりますので、それらを基本にして今営農を進めておるといふのが一点でございまして、それと、指導員の確保なり養成問題につきましては、実は私ども中央会の方で主体に営農指導員の資格認証試験、こういうものをやつておりました、二年度から始めたわけにございまして、百三十九名受験いたしまして六十四名ほど合格しております。一級と二級とありまして、一級の方はどちらかといふと企画まで入つたものでございまして、二級は飼養管理なり栽培管理技術、こういうものを中心にやつておられます、そういうものをさらに続けていきながら質を高めてまいりたい、こういうふうな思つております。そういう面で、高度の知識の確保なりを中心に質の向上を図つてまいらう、こういう考え方でございまして、それから財源確保の問題でありますけれども、なかなか難しい問題でございまして、今後園芸、畜産、こういうものを中心に進めながら事業拡大を図りながら、一面では賦課金制度もございまして、それらをいたしながら、一方で農協全体の財源の中で見ていく。この中心がやはり営農指導でありますから、これに信用なり共済も波及してまいりますので、そういう面を見ながら、経済事業が中心にならうと思ひますけれども、ほかの事業からの繰り入れというものは必要になつてくる、こういうふうな思つておるところでござい

ます。以上であります。

○氣賀澤参考人 長野県下の営農技術員は極めて不足をしております。それを充足するために、長野県中央会が仲立ちをしていろいろあつせんをしておりますけれども、希望に対して極めてわずかな部分しか補給ができておりません。私の農協の場合は全職員の一割が営農技術員でございまして、元來営農指導を本領としてまいつたつもりでござ

いまして、全部目標を一つにしてやることによって営農指導というものは相当充実されるのではないかと、こういうふうな思つておられますので、県の方で農業長期十カ年計画ができておりますので、それらを基本にして今営農を進めておるといふのが一点でございまして、それと、指導員の確保なり養成問題につきましては、実は私ども中央会の方で主体に営農指導員の資格認証試験、こういうものをやつておりました、二年度から始めたわけにございまして、百三十九名受験いたしまして六十四名ほど合格しております。一級と二級とありまして、一級の方はどちらかといふと企画まで入つたものでございまして、二級は飼養管理なり栽培管理技術、こういうものを中心にやつておられます、そういうものをさらに続けていきながら質を高めてまいりたい、こういうふうな思つております。そういう面で、高度の知識の確保なりを中心に質の向上を図つてまいらう、こういう考え方でございまして、それから財源確保の問題でありますけれども、なかなか難しい問題でございまして、今後園芸、畜産、こういうものを中心に進めながら事業拡大を図りながら、一面では賦課金制度もございまして、それらをいたしながら、一方で農協全体の財源の中で見ていく。この中心がやはり営農指導でありますから、これに信用なり共済も波及してまいりますので、そういう面を見ながら、経済事業が中心にならうと思ひますけれども、ほかの事業からの繰り入れというものは必要になつてくる、こういうふうな思つておるところでござい

ます。以上であります。

○氣賀澤参考人 長野県下の営農技術員は極めて不足をしております。それを充足するために、長野県中央会が仲立ちをしていろいろあつせんをしておりますけれども、希望に対して極めてわずかな部分しか補給ができておりません。私の農協の場合は全職員の一割が営農技術員でございまして、元來営農指導を本領としてまいつたつもりでござ

いまして、全部目標を一つにしてやることによって営農指導というものは相当充実されるのではないかと、こういうふうな思つておられますので、県の方で農業長期十カ年計画ができておりますので、それらを基本にして今営農を進めておるといふのが一点でございまして、それと、指導員の確保なり養成問題につきましては、実は私ども中央会の方で主体に営農指導員の資格認証試験、こういうものをやつておりました、二年度から始めたわけにございまして、百三十九名受験いたしまして六十四名ほど合格しております。一級と二級とありまして、一級の方はどちらかといふと企画まで入つたものでございまして、二級は飼養管理なり栽培管理技術、こういうものを中心にやつておられます、そういうものをさらに続けていきながら質を高めてまいりたい、こういうふうな思つております。そういう面で、高度の知識の確保なりを中心に質の向上を図つてまいらう、こういう考え方でございまして、それから財源確保の問題でありますけれども、なかなか難しい問題でございまして、今後園芸、畜産、こういうものを中心に進めながら事業拡大を図りながら、一面では賦課金制度もございまして、それらをいたしながら、一方で農協全体の財源の中で見ていく。この中心がやはり営農指導でありますから、これに信用なり共済も波及してまいりますので、そういう面を見ながら、経済事業が中心にならうと思ひますけれども、ほかの事業からの繰り入れというものは必要になつてくる、こういうふうな思つておるところでござい

ます。以上であります。

います。しかし、ちよと農業の従事者が減少すると同じように、農業技術者の減少の傾向は免れないというふうに思っております。そこで、これは農協だけで確保できない問題でございますが、幸い長野県には系統の農協大学がございます。そこで技術者の養成に、もう少し大きい目で育成に努力をしてもいい、その後の充足をしたというふうなことを考えておるところでございます。

ただ、問題は内部にもあるのです。今までの営農技術員というものがどういう機能を果たしてきたかというのを分析してみますと、何でも営農技術員、営農技術員、都合がよくて、選挙場に来い、ライスセンターに来い。労働者の機能と本當の技術者の機能というものはどこで区分されておるかというところかなり不明瞭な点がございいます。やはり技術者は技術者としてプライドの持てる機能を持たせることが、今後の採用の上でも必要ではないかなというふうに思っております。

全体の職員にも言えることでございますが、何と云っても農協の経営基盤が確立して対外的に信頼性がないと人材が集まるといえないと思ひます。その大きな手法としては、農協合併による人材の確保ということが大事だと思っております。一言添えましてお答えいたします。

○藤原委員 以上で終わります。
○高村委員長 藤田スミ君。
○藤田(ス)委員 参考人の皆さん、きょうは本當にありがとうございます。

まず最初に、松旭参考人にお伺いをいたします。

今回の法改正を受けて行われる組織二段・事業二段、そして農協の広域合併という組織再編で心配されているのが、やはり農協労働者の処遇の問題でございます。全中は、人は絶対減らさないとおっしゃっておりますが、具体的にどのようにより保障されるのか明らかにしていただきたいと思ひます。

○松旭参考人 今回の組織整備に關しまして、確かに県連の職員を中心に処遇の問題等についてい

ろいろ不安が出ているというふうなことでございまして、私も、そういう不安は大変大きなマイナス要因になるものですから、こういう連合組織が人的支援を行う場合の対策の考え方、やり方、そういうものを現在整理しつつございいます。

基本は、私も組織整備の代償として系統の仲間の処遇を犠牲にするようなことは考えておりません。農協へ出向することはございまして、その場合においても、あくまでも連合組織職員としての身分は保障しなければいかぬだろう。また、いろいろな待遇面もそのことによつて損なわれることのないように、現行の処遇を維持することを基本にしたい、こういうふうなことを考えております。

ただ、それでは全体の、現在三十万人いる農協の職員、四万人いる連合会の職員、そういうた者を一人も減らさなくてやっていけるのかということとでございまして、私は、それはまた別の話であると思っております。

組織整備の關係では、職員の身分、処遇は守つていかなければいかぬけれども、長期的に系統農協の職員の要員をどうやって確保していくのかという問題については、これは長期の要員計画をつくつて、やはり労働生産性も上げながら効率的な農協運営を目指していく必要があるかと思ひます。それから、人は絶対に減らさないと云うようなことには、私は、それはそれでございまして、こゝで答えにくいわけでございます。

○藤田(ス)委員 歯切れがいいようで少し悪いんですが、簡単に言つて、人、処遇を犠牲にするというふうなことは全中としては考えていない、その点はそれと別々に受けとめてよろしいございいますか。処遇を犠牲にするというふうなことは絶対にあつてはならない。

もう一つは、長期的な要員計画の中で効率的な組織にするために計画的に考えなければならぬこともあつたけれども、それは将来の問題であつて今は全く考えていない、そういうふうな聞いてよろしいございいますか。

○松旭参考人 前段の部分でございまして、今回の組織整備に關しまして、端的に言いますと、人員整理等の雇用調整は行わないという立場でございます。

それから処遇等につきましては、これは広い意味と狭い意味がございまして、出向等で農協に二年か三年行くことが処遇の悪化になるというふうな、広い意味でとればそこまでは言えないと思ひますが、少なくとも、基本的な就労条件といひますか、あるいは給与面の待遇といひますか、こういうものについては現行維持をこれは當然基本として考えなければいかぬ、こういう意味でございいます。

○藤田(ス)委員 そうすると、全中としてのそのお考えは、単協に対して指導していかれる、そして単協もそういうことで対応していく、こういうふうな聞いてよろしいでしょうか。

私は、将来の問題についてはこゝでは触れませんが、現在のこの広域合併を進めるといふ立場、広域合併を進める過程の中での全中の今お聞かせをいただいたお考えについて、人は犠牲にしないというお考えについては単協に指導していただければどうか。

○松旭参考人 それは、私も、今回の組織整備に關しましての人的支援、そういうものに対する考え方の下敷きは現在検討中でございます。それは出していこうというふうな考えております。しかし、それはあくまでも全中の一つの考え方の下敷きでございまして、県の実情で、やはり実態に応じて考えていただくということになります。基本のところはそういうところで我々は指導していきたく思ひます。

○藤田(ス)委員 もう重ねて質問はいたしません。出向等については、本人の同意と納得を得て進めていただきたいということを申し添えておきたいと思ひます。

それでは、氣質澤参考人にお伺いをいたします。今、農協労働者の間では、事業推進問題と中途

退職問題が大変深刻化しているという聞いております。長野県下の農協の中にも大変事業推進に御熱心な農協があるやに聞いておりますが、そこでは農協労働者個人の事業推進状況のデータ、平たく言えばセールの実績がコンピュータに入つていて、それをもとに事業推進をしているというふうなことになっている、こゝで聞いています。

私も、事業推進という農用資材、そういうようなものかと思ひ浮かべるわけですが、実際には、基石だとか呉服だとか宝石、もちろん共済や貯金などもあるようでありまして、農協の職員になつて朝早くから夜遅くまでそういうふうな商品売り歩いていられるというふうな状態の中で、せつなく日本の農業のためにと働きたいという期待を持っていたが、職員の意向が喪失していくということも理解ができるわけであり。

先ほど、組合長、氣質澤参考人は、農協にすぐれた職員を確保できるようにしていかねばならぬ、大変熱意を込めた御発言でしたけれども、しかし、それと逆行するんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○氣質澤参考人 私の農協の場合はという前提で申しますれば、これは、農協の経営、運営方針、従業員、労働者に対する出向者の基本の考え方、思想にもよると思ひますけれども、私も引き継いできました社風としては、やはり事業実績を上げるには、もちろん個々の集積ではあるけれども、グループによる、全体のグループ活動意識によるレベルアップ、結果として実績に出てくるということが大事だと思ひます。基本的には、

それから、労働条件等のことにつきましても、常に従業員との対話を重ねて、それぞれ運営、経営上の不均衡、不公平のないように常に相談に心がけ、また、労働組合とも対話を深めて、そういうことに対する将来性について、職業として持続的な意欲を阻害するようなことのないように心が

けておるつもりでございます。

世上、農協の中途退職者がふえておるといふことは否めないことでございますが、私どもの散見するところ、求人パワーというものがすくなくありますのでそこへ引かれていく方もおりますけれども、結果としてまた農協へ戻ってくるというふうなことなどを見ますと、やはり従業員に、日常の労使関係の良好な関係あるいは農協の将来ビジョンというものの対するお互いの理解を深め合っていくことが大事じゃないかな、そこら辺に少し対話の欠けた点があるんじゃないかなというところは反省しておりますけれども、今御指摘のようなことのないように、伊南農協の場合は優秀な職員を確保して、そして、労働条件を他の業態に負けないように良好なものにしていきたいというふうに考えております。狭い範囲のことで恐縮でございます。

○藤田(ス)委員 私、今度、広域合併の問題でいろいろな農協を歩きまして、実はこの事業推進問題というのは本当にショックでございました。それであえてお伺いをいたしました。こういうふうな意欲の喪失につながるような、本来の事業推進活動とはかけ離れたあり方というものはぜひ改めていただきたいし、きのうも農水省は、そういうことがないように指導したいと大臣の御答弁でございましたので、そのことも申し添えておきたいと思ひます。

最後になりますが、農協の広域合併が進むならば、多品目少量生産が切り捨てられて、少品目大量生産、つまり一層の産地の大型化が促進され、食品流通がいよいよよめられてくるのではないかと心配をしているのは、私一人ではないというふうに思ふわけです。地場流通がどうなるのか、あるいはせつかくはぐんできた産直運動はどうなるのかという不安が広がっているわけでありまして。現在、もう既に食品流通分野では、産地の大型化と消費地のスーパーなどの大規模化によって、有名な卸売市場での先取り、あるいはまた産直、直接産地とスーパーが取引をする市場外

流通というふうなものが広がっております。そのために零細な小売業者、八百屋さんなどが市場で農産物を十分確保できなくなっている、こういうふうな状態が出てきております。そのことは、国民の食卓にとつてどうかというところ、できるだけいろいろな野菜なんかを食べていかねばならないわけですが、大変単純化されておまして、国民の食生活にかかわることだというふうに私は心配をするわけでございますが、三宅参考人、この点についていかがお考えでしょうか。

○三宅参考人 広域合併で、食品流通の中で特に産直等の影響、こういう御質問でございますけれども、宮崎は、先ほど御説明申し上げましたように非常に合併は進んできております。広域合併の方向に進んでおるわけでございます。その中で、御心配は大量生産で大量出荷、こういうことで、そつちの方に偏るのではないかと、こういう御心配だろうというふうに思ひます。

合併によりまして営業指導体制、こういうものが非常に人も多くなりまして中身も充実してまいり、こういうことになるわけであります。やはり何といひましても売れるものをつくるというのが基本でございますので、消費者ニーズに合ったものをつくっていく、こういうのが実態でございます。そうしますと、少量生産の作目、これらについても生産組織を育成をいたします。また、それがやりやすくなっているのではないかと、こういうふうな思ふわけであります。そういう面では、品目に応じた多面的なきめ細かな栽培を指導してまいりたい、こういうことで、御心配の量販店なり、産直なり、こういうものについてはより今までの以上にできるのではないかと、こういうふうに確信をいたしております。

以上であります。

○藤田(ス)委員 どうもありがとうございます。

○高村委員長 小平忠正君。

○小平委員 お三方の参考人の皆さんには、大変お忙しいところを御出席、そして御意見をまこと

にありがとうございます。私からも質問をさせていただきます。

まず、松旭参考人さんにお伺いをいたします。今お話しいただきましたその中でのことなんです。が、現下の状況は、一つには担い手不足、それから耕作放棄地の増大、さらには農協として他業界との競争激化、こういうようなことがお話しございました。確かに大変な問題でございます。したがって、今回のこの農協法の改正、さらには農協合併助成法の改正を通してその体質強化を図るというところでありますが、今回の系統農協の組織、事業改革に際して私が心配しますことは、組合員と農協との間に今後とも密接な関係を保つことが私は重要である、こう思ひますし、組合員のニーズに的確にこたえる機能の充実のための改革だ、こうあらねばならない、私はこう考えますが、そこで、今回の農協の組織活動の基本を今後どこに置かれて進んでいかれるのか、そのところの姿勢をお伺いしたいと思ひます。

○松旭参考人 私、冒頭申し上げました意見に全部共通することでございますが、当たり前のことではありますけれども、やはり農協というのはとにかく組合員が王様なんだという基本的な立場を全部貫いているつもりであります。そのために、その組合員の直接の窓口となる農協が系統の中で主役にならなければいかぬということが基本でございます。まして、広域合併問題というのは、合併問題はいくらでも手段でございまして、目的は今申し上げた組合員主体の農協運動に、もう一回原点に戻ってやっていく、もうこの基本に尽きると思ひます。

ちょっと不十分でありましたら、また追加して御質問いただきたいと思います。

○小平委員 いや、私もそのところを確認したかったのであります。ともすれば、今の系統の中でそのところがだんだん手薄になっていくのではないかと、こんな心配をしておりますので、やはり原点というかその基本を踏まえて、これから農協の厳しい農業情勢の中での今後の方向をきちんと

持っていただきたい、こんなふうに願う次第でございます。

次に、氣賀澤参考人さん、長野県は、私どもも聞きしますところでも、農協の組織体系もまず御立派な方に進んでおまして、全国にもその名が知られておる、これもひとえに参考人初め関係者の御努力の結果である、私はこう思う次第でございます。

そこで、今話されたいろいろな問題点の中で、農協は営利を目的としない、であるけれども、赤字を出せば理事が責任を問われる、こんなことも吐露されました。そういうところで、今後農協として農地を取得してその経営にも当たっていく、そんなお話もあつた。さらには、今回の改正の中で女性にも機会を与えて、そんなこともお話ございました。さらにもう一点、前の質問にもあつたわけですが、農協の広域合併に即して、いわゆる市町村行政の合併の促進も願う、そんなお話もございました。確かに農協は、単に農協という本来のものだけではなくて、最近ではいわゆる農村社会における、その地域において与えられている役割ですとか、また期待されている存在というものが非常に大きいと思ひます。

そういうところで私は、時間の関係もありまして一点だけ、農協が今後さらに農地を取得するなりしてその経営に当たっていく、そういうお話がございましたけれども、もちろん現に今もそういうのは形を変えてございますが、やはりそこでいわゆる組合員との、それから農協との関係においてそのところをどのように調和しながら進めていかれるのか、その農協がさらに前に出るという意味合いにおいて御意見をお伺いしたいと思ひます。

○氣賀澤参考人 ちょっと解釈にくい点もございましたが、私の考えでは、これはまだ実現したというところではありませんが、今集落営農グループがありますので、集落営農組合というものを基盤にして、そしてそれを今度は農協の方のマクロ営農計画とうまくバランスをとりながら、

例えばローテーションの問題なり、また米の品種の問題だとか、米に限らず作目の品種なり、そういうものを協議しながら、地域全体の効率を高めていくような仕組みにしたら、こういうふうな思っております。あいつのときにちよつと触れましたことは、そういう要望がたぶんあるんです。もうおれはつくれぬようになったよ、放棄しなしようがないよという人が、こういうときこそ農協が何とかしてくれぬというのではないじゃないかという端的な希望があるわけなんです。しかし、それは極力吸収したいわけですから、無条件に農協が委任、委託を受けるというわけにはまいりません。ある程度の条件があればそういうことができるというふうに思っております。したがって、農協の側から見ると、集落の助け合い営農グループと、それから農協の側から見たそれぞれの政策とのバランスをとりながら、農協が一つのリーダー的な役割で効率を上げていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○小平委員 農協に今農協指導という、このことは今後とも大事なところだと思いますが、そういう意味では、実際にそういう経営に参画しながら、そのところをうまく加味しながら、調整しながら組合員との関係を円滑に保っているように特にポイントを置いていけることが私は大事なものな気がいたしますので、お聞きした次第でございます。

次に、三宅参考人さんにお伺いいたしますが、宮崎県は農業県であられるわけですね。お話しございましたように、畜産、さらには蔬菜ですか、そんなものを主体にされている、そういう地帯であるとお話ございました。非常に現下の厳しいこの農業情勢の中で御苦労されながらのことであると思ひます。

私は北海道の人間なんです、北海道にはホクレンという、経済連のホクレンという名称がございます。北海道は非常に広い範囲で、お米を中心にして、畑作から酪農、さらには蔬菜から花卉と多岐にわたっておりますが、非常にそういう意味においては北海道も農業県であつて、北と南といえますか、そういう地域は違いますけれども、農業に抱えている問題は同じであると私は思う次第でございます。

そこで、今回のこの事業、組織改革は、全国の画一性を避け、事業の種類、地域の実情等を十分に反映して考えるべきである、私はこう考えるところでありますが、今話しましたように事業の種類によつてはそれぞれ違ふところでありまして、三宅さんのお考えでは、この経済事業においてはどのような機能分担が理想であると考えておられるのか、そのお立場でひとつお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○三宅参考人 今の御質問は組織整備の進め方だろうというふうに思ひます。

確かに、先生のおっしゃいましたように、宮崎の場合は園芸、畜産、これらが中心でございますが、系統農協としましては、やはり組織整備は組合員との直接の触れ合い、触れ合う農協の事業、組織の強化、こういうものが基本だろうというふうに思ひます。そういう意味で、それを補充する連合会が一体となつて組織整備に取り組むのだ、こういう宮崎の場合は考え方を整理しておるわけでありまして、まず農協の合併を進めまして、高水準の機能を持った農協の体制整備をまずお願いをする、こういうことで今進めておるわけであり

ます。

全国で進められておりますもので、先ほど先生がおっしゃいましたように、私も北海道には随分研修に行かしていただいておりますけれども、各県の合併の進捗というものは違つておりまして、経済事業の場合は、やはりその作物の地域性というのがあります、そういうものが違つておる、こういうことから、先ほど申し上げましたように販売事業については県間の競争の問題、営農指導の問題等もございまして、どうしてもやはり県を主体に考えざるを得ないのじゃないだろうか、こういうふうな思っております。また、農協合併の進展によりまして、体制整備の状況なり、また地

域の実情なり事業なり、そういうものを考えまして段階的に進めていっておるといふのが実態でございます。全国的にはやはり農協組合員との触れ合い、これに立脚した農協を原点としたしまして、系統全体を通じて事業、組織の合理化なり効率化、こういうものを目指しながら再編していく、こういうことで考えておるわけでありまして、抽象的でございますが、合併については早急に急ぐ必要があろう、こういうふうに思つておるところでございます。

○小平委員 どうもありがとうございます。終わります。

○高村委員長 阿部昭吉君。

○阿部昭吉委員 お三方、大変ありがとうございます。

私は、短時間でありますので、氣賀澤参考人さんに主にお話をしたいと存じます。

私は、実は日本の戦後政治というのは、いろいろな意味で、成功したところ、失敗したところ、感じておるわけでありまして、その中で最大の問題は、過疎過密をいかに深刻にしたという問題が我々政治に携わる者として最大の失敗であつた、こういう認識を持つておるものであります。農協の第一線の大変大きなリーダーとして長い間奔走されてこられた氣賀澤農協組合長さんのお立場で、氣賀澤農協組合長さんのお管内で減反水田というのは今どのようになっているのか、どの程度は転作が定着をした、定着はしておらぬが今いろいろなこということをやっておるといふ状況をちよつと教えていただければありがたいと思ひます。

○氣賀澤参考人 管内の転作率は二八・五%ということでございます。永年作物は主としてリンゴでございます。その他は蔬菜、花卉、キンタケが主軸でございます。

○阿部昭吉委員 それにしても三〇%に近い転作定着というのは大変な御努力だと私は思ひます。今全国トータルでいうと、まだまだ転作定着率といふのは二割に達していないんじゃないか、いろ

いろな統計のとおり方がありますけれども、私はその見ていられるのであります。

そこで、もう八〇%ぐらいの減反田というものを一体何に転換をするか。飼料作物なりあるいは大豆なり麦なりといつても、これは残念ながら経営としてはペイしない。したがって、果樹、蔬菜などというぐあいになりたいたいわけでありまして、ここに全部減反水田というものを転作、その方面にだけ向かつたならば、果樹、蔬菜というのは恐らく市場がパンクするであらう、こういう悩みを、私は長い間農村を駆けずつてきて痛感するわけでありまして。

そういう意味で、第一線の大きなリーダーとしての氣賀澤参考人は、日本トータルのもので、まだ転作が定着しておらない減反田というものをどういふ分野に転換をさせるべきだといふふうにお感じになつておられるか、ちよつとお聞かせいただければありがたい。

○氣賀澤参考人 土地という広義の意味から解釈すると、利用区分というものはいろいろな方法があると思ひます。農地に限らずということがございまして、農業外の用途についてはそれぞれの為政者、立地に応じたアイデアというものがおのずから生じてくるので、農地のある部分は天はねをするだろうと思ひます。娯楽施設等々も入っていくといふふうに思つております。農地の中へ枠組みを組んでみますと、今言つたように、競争に勝つて転作作物を自主的に前向きにつくる部分と、さもなくば、あと残つた水田ということに大別されると思ひます。

それでは、その水田をどのように効率的に経営していくかということがやはり集落の営農の一つの大きな課題だと思ひます。したがって、水田といふものについては、これはいろいろなスタイルがありますけれども、それぞれ経営体を工夫して、土地の所有と利用というものを区分して、そして所有者に理解を得て、土地を集団連担化して、そこへ効率の上がる、いわば一口に言えば機械化によつてコストをペイできるような方法を考

えていく。

しかし、農家の所得という段階になると、それぞれの申し合わせによって、そのことが自分の好き好きで作目の選択ができないうことがあり得ますので、いろいろなルールによって公平な所得の配分ができるような工夫をすることが大事ではないか、こんなふうに考えております。

○阿部昭(委員) 先ほど氣質澤参考人が、農協の職員がオペレーターになって受託事業をというお話がございました。私は、実は大変にそのことに大きな関心を持っておるものであります。

今大体、農村第一線の精神的な担い手はまだまあ昭和一けた、戦中派世代、いずれ間もなく戦後世代にかわっていくのであります。戦後世代のほとんどというのは全部兼業化しております。むしろ農業よりも兼業の方に軸足を置いておる。もう十年たつたらあるいは十五年たつたら、次の世代に世代がどんどんかわっていく際に、少しの田んぼは持っておる、農地は持っておる、生産手段は持っておる、事実上農業からは縁を切っていく層が相当多く出てくるというふうに、残念ながら、これは日本のマスコミや何かのありようにも問題があると思ひますけれども、農業を日本のマスコミというのはまるで問題にならない扱いをされる。したがって、次の世代はどんどん軸足を農業のほかに移しつつある。一方、農業の方は相当機械化、技術革新は進んでおりますから、そういう意味で、一方は農業から軸足を農業のほかに移していく。世代の交代のときに、それは決定的に選択を迫られる。

そういう意味で、先ほど氣質澤参考人が申されました、農協の職員がオペレーターになって受託事業をやっている、このことは、残念ながら、真剣に今から、そのときになって泡を食うのではないかと、準備していかなければいかぬ課題だということに私は認識しておるのである。

現在、氣質澤参考人のところで、農協自体で受託をやっておられる大まかな規模と内容についてお聞かせいただければありがたい。

○氣質澤参考人 直接農協が受託を受けておるのは百五十ヘクタールでございますので、全体の割合からは少ないわけでございますが、将来に示唆する参考的な要素はたくさん内蔵しておると思っております。それらも参考にしながら、今先生が農協による直接経営ということについて賛意をいただいたことに大変強く思っております。

ただ、現状、いろいろな世論を聞いてみますのに、農家が農業を営営するのであって、法人が経営をしたなら農業じゃないというような論議もかなりありますので、かなりネックもあると思ひますけれども、しかし、お話しのとおり、先生十五年、十年と言われましたけれども、もう五年たつたらお手上げじゃないかなという切迫感もあるわけでございます。したがって、御協賛を得ながら、その際に間に合うように私たちの職員、営業部員の中で日ごろ勉強を続けていきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○阿部(昭)委員 私は、実は三十年前の農協法改正によって農事組合法人、たしか農基法に引き続いてこの農協法改正が行われて農事組合法人、この組織づくりに物すごく飛び回った経験がございます。しかしながら、残念ながらあれから三十年たつてみるといろいろな問題点にやはり直面しているのであります。今後農協の中における農事組合法人という、この組合員の集団化された、あるいは共同化された状況というものをどのように再構築するかということが重要になってきておるようになっているのであります。これらの問題につきましては、きょう実はお答えをお願いするということではなくて、改めて私一度氣質澤参考人のところの組合の現地にお伺いをさせていただきたいと思っております。

大変ありがとうございました。以上で終わります。

○高村委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言お礼を申し上げます。

す。

参考人各位には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。

参考人各位には、御退席をいただいて結構でございます。ありがとうございます。

午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時三十分開議

○高村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案及び農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行します。鉢呂吉雄君。

○鉢呂委員 午前中の三人の参考人の御意見も踏まえて、農協法の改正について、二日目でありますのでこの質問あるいは答弁の内容も見ながら質問をさせていただきたいと思ひます。

その前に、きょうの朝のニュースでも伝えておりますけれども、アメリカのブッシュ大統領とECのドローラ委員長がワシントンで会談をしたということが報告をされております。この間渡辺外務大臣の両国に対する親書等のごときもございまして、特に最近のガット交渉にかかわる状況について、農水省としてどのように御認識をされておりますか。その辺のことを御報告願ひたいと思ひます。

○川合政府委員 現地時間で昨日、米・ECの首脳会談が行われたわけでございます。その中でワグアイ・ラウンドについて話し合われたという報道がございました。私も今詳細把握に努めておりますが、まだ十分なことをつかんでいないわけではございません。事務的な協議を含めて種々のレベルでの協議が行われてきたわけでございますが、その段階ではまだかなり考え方の相違があるのではないかと、きょうの把握しております。

あるのではないかと、きょうの把握しております。きょうの会談でもラウンドの早期かつ成功裏の終結を図るということについて一致したということも双方言っておりますけれども、また両サイドから新たなアイデアを出し合ったというような言い方をしておりますけれども、内容について一致を見たということはないかと、きょうの把握しております。どうも双方の話からしますと、さらに技術レベルで検討をして、可能な限り早い段階の合意を追求するということが必要だということと合意したと言っておりますので、内容についての具体的な歩み寄りがあったというふうには思われないうございいたします。こういう状況でございます。

それから、お話しがございました外務大臣の書簡につきましては、これは主として内容は米・ECの工業品に対する市場アクセス分野あるいはサービス分野について積極的な対応を促す趣旨で出されたものでございまして、これについては日本側も十分ではないかというふうな批判もなされておるようでございますが、このことが交渉自体にどういふふうに影響を与えるかということとは必ずしも明らかではないと思ひます。

ただ、そういうことでございまして、何らかの形で技術的なレベルでの検討というものが米・EC間で持たれますので、我々としても米・EC間だけでこういう話が進むことについては非常に問題があると思っております。

それから、基本的立場として我々が受け入れられない問題があるわけでございますので、今後ジュネーブの方が主体の動きになろうかと思ひますが、その辺の動きにつきましてよく情報を把握するとともに、いろいろな機会に我々の立場をさらに主張していくということを続けていきたいと思っております。

現状はそういうことでございまして。

○鉢呂委員 私は、数度にわたって大臣に申し上げておりますけれども、この交渉においてもなかなか日本の顔が見えない。ようやく渡辺外務大臣のこのような形があったわけでありまして、

も、これも非農業分野に限っての積極さというふうに見えます。今宮澤総理がこの四月の下旬から連休にかけてヨーロッパを訪問する。さらには、ミュンヘン・サミットを前に、このガット交渉を合意したいとコッル首相あたりは言っておりますから、大臣も必要とあらばこの主導権を握りたいということをお前の委員会でも表明しておりますので、このミュンヘン・サミットあるいはまた宮澤総理の訪欧に向けて、我が国としてどのように考えておるか、その積極性あるいは対応の仕方等について大臣の御見解を伺いたいと思います。

○田名部国務大臣 我が国の顔が見えない、こういうことですが、私の方の顔はしっかりしているわけですが、ほかの方が見えないんですね。一体どうしようとしているのか。農産物以外のものも提案をしてない。そういうことで、私の方はもう提案済みであって、これは応じられませんが、これは修正してほしい、このぐらいいはつきりしていることではないので、妥協しないということであれば別であります。そうでないわけでありまして、私の方は顔が見えてほかの方はまだ提案をしていない、案を出してないという国の方が多いわけでありまして、どうぞそこところは御理解をいただきたいと思ひますし、何といつても最大の問題は輸出補助金、これが不公平の最もたるものでありますから、このところは私も強く主張しております。もちろん輸出のことは非常に色濃く出ているわけでありまして、輸入する方の立場というものは全く認めておらないということでありまして、その立場に立つて主張を今までもしているところであります。

また、総理が訪欧される、議題が何になるかわかりません。わかりませんが、それまでに前進が見られないとすると、恐らく議題になるのかな。なってみても、実務的に詰めないものをトップ同士が集まってこうだと言つても、この種のものはないかな進まない。政治的にも本当に決断をするというなら別でありますけれども、決断するにも、その国々の案があつて決断というものがあ

る。案がないものは決断しようとしても非常に難しかろうと思ひます。思ひますが、いずれにしても、総理から、話題になるという場合には我が国の立場を関係国に主張していただく。もう既に総理とも相談して出した案でございますので、そのことを総理に対して申し上げたい、お願いをしたい、こう思つております。

政府一体となつて今取り組んでいるわけでありまして、今後とも食糧輸入国としての私どもの立場が交渉結果に反映されるように最大限の努力をしてまいりたいということでございますので、御了承いただきたい、こう思ひます。

○鉢呂委員 田名部大臣の内向きの顔はよくわかります。しかし、これはあくまでも外交交渉、国際交渉でありますから、外向きに対しての顔、日本が輸入国としてのイニシアチブを、これはヨーロッパにもアメリカにもさまざまな国内の農産物、農業問題があるということと踏まえて日本がイニシアチブをとることがこれからなすべきことだろうということ、ぜひよろしくお願いをいたしたいと思つております。

そこで農協法の関係に入りますけれども、今回の大臣の農協法の提案説明の中で、このように述べております。

今日まで、経済環境や農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応して、農協の健全な育成を通じて農業振興や地域の発展に寄与し得る制度改正をなしてきたということで、例えば五十七年には連合会の員外貸付制限の緩和とすとか、今回も高齢化社会に対応した老人福祉に関する事業あるいは農協の員外貸付制限の緩和が提案をされておるところでございます。

そこで、農協法の第一条にはこの法律の目的が記載をされておまして、「農民の協同組織の発達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の経済的地位の向上を」図ることを目的とする、このように明確に目的を述べておりますけれども、この法律の目的は専ら農業、農民について述べておるのであります、ここに大臣が提案説明

をされました地域の発展に寄与し得る制度改正ということと法との整合性について、お述べを願ひたいと思ひます。

○田名部国務大臣 先生は専門家でありますから私より詳しいだらうと思ひますが、農業者の協同組織としての農協というものは、今お話しのように、このところ大変変化が激しい、社会情勢が変化をしておる、こういう中で、多様化する組合員のニーズに十分こたえながら健全な事業運営を進めていく、このことが大事でありまして、その活動を通じて地域の農業振興でありますとか活性化に寄与していかなければならぬということ、当然のことではあります。今回の法改正でも、農協が協同組織としての原点に立つて今後ともその使命を十分に果たしていけるよう、地域の農業生産活動の補完や地域社会の高齢化への対応を強化するための事業の充実、そういうものを図りながら、業務執行体制の整備などを図ることと実はいたしておるわけでありまして。

きのう来、當農指導をもつと強く明記すべきだ、こういう御意見がありました。農業協同組合というのには第一に農業をしっかりとやる、農家の生産性を上げて健全な農業活動の中で農協というものには立っていかねばならぬことは当然のこととあります。ですから、それ以外としてさらにしていかなければならぬことを、この際法律で指定して明確に規定をしながら、そのほかにもこういうこともしていかなければならぬという幾つかのことをお願いをしておるわけでありまして。

○鉢呂委員 私は、さまざまな老人福祉ですとか員外貸し付けの緩和、これらの地域社会に農協は寄与する、その根拠をどこに置くのかという点で法律的な根拠、これについて、局長の方からよろしいですけれども、答えていただきたいと思ひます。

○川合政府委員 私ども農協の存在をどう考えるか、昨日も御議論がございましたけれども、農業者を中心とした職能組合か、あるいは地域組合かという議論があるわけでございますが、それにつ

いてきのうも御議論申し上げましたように、やはり農業者ということを中心としながら地域に密着した協同組合というものを模索すべきではないかというふうに思つておるわけでございます。

法律的にという御議論でございますれば、農業というものがやはり土地に密着したものである、しかもその地域の中に根差した、ある意味では生業というふうな言葉もありませんが、産業でございますので、確かに法律上地域協同組合ということ、例えばでございますが、そういうものにとどめて読むかという点について、必ずしもはつきりした規定はないとしても、農業の存在自体が地域社会に密着し、かつそれに根差したものであるということでございますので、そこは私ども、今までの法律の中では地域協同組合的色彩があるということについては、今の法律に矛盾するということはないと考へておるもので、それは農業協同組合という性格の中にそのものがあるのではないかとこのように考へております。

○鉢呂委員 今の局長の御答弁は、農業というのは地域的なものであるということ、その地域性の中でそれらに関連するものが事業として行い得るというような御答弁だと思ひます。

そこで、私はこの数年にわたる農協のこれまでにたどった経過を踏まえて、きのう実は大臣も質問に対して、農協の経営基盤を強化することがまず第一にある、経営基盤のないところに職員の育成もないというような発言がございました。しかし、私は、農協というのは農業を含めて、農業の中で存在をし、その中で経営が強化されなければならぬ、基盤の強化が出てくるんだ、しかし、あくまでも付随的に農民、農業者を含めたその地域の生活的な問題というものは当然あるということでありまして、それが主客逆転をして、農協の基盤強化のためにいわゆる非農民の方向に事業を拡大していく、そのことが主体になつていくということ、これは、農協の本質を変質させていくものになつていくのではないかとこのようにおそれておるわけでありまして。

そこで、抽象的なことでなくてお伺いします。今回、老人福祉事業について農協の事業に取り込んだわけでありましても、今言いました農業者あるいは農業地域の地域社会をめぐる事業として、この老人福祉事業のみを取り込んだ今日的な意味合い、もっと例えば農村と都市の交流事業でありますとか、あるいは老人福祉に限定しないさまざまな生活福祉事業というものがあられるわけですが、これらを一括してこの事業に繰り込まなかった理由。

それから、先ほど言いました付随的に地域振興事業というものをやるのか、あるいは何か経営基盤というところで農協の運営の中にこれらの事業を取り込んでいくという、多様なニーズというところで、地域によって多様なニーズがあるというようにも見てくられるわけでありましても、やはりその辺の線法的に、あるいは農水省の指導としても明確にしておく必要があるのではないかと私は思いますけれども、その点に対する御見解をお伺いしたいと思います。

○川合政府委員 農協としてこの老人福祉事業に取り組み意義と申しますか、必然性ということからいえば、やはり我が国全体が高齢化している中で、農村地域は一般に言われるように、二十年も早いペースで高齢化が進んでいるという現実があります。そういう意味では、言い方が適当でないかも知れませんが、好むと好まざるにかかわらず農業協同組合も高齢化問題に直面し、それについて対応していかなければいけないという問題が今日起こっていると思っております。したがって、やはりこの問題は今後非常に大きな問題として取り組まなければいけない問題でございまして、農協の事業として法律的にも明記し、そのことをある意味では国民的にも理解をいただく必要があるというふうに考えるべきではないかと思っております。

もちろん先日御議論がありましたようにこの福祉事業というものは本来行政の分野で主として

行われるべきものでございまして、そうした計画の中に位置づけられて行っていくことは当然でございしますが、そういう社会的な必然の中で、今回こうした法律上の改正をお願いしているというふうに私も考えております。

○鎌田委員 これとの関連で、准組合員の考え方をお伺いしたいと思います。

正組合員戸数がここ七年ほど一貫して減少しております。しかし一方で、准組合員は増加の一途でございまして、全組合員の三六%を占めております。神奈川県、東京、大阪、静岡、さらには私の北海道でさえ五〇%を超える、半分以上が准組合員というところでございまして、この関係の農協制度に関する研究会の報告によりまして、准組合員については、単に経営主義の観点から無原則的に増加させていくことは、農業者の営農と生活が基本という農協理念に照らして問題である、今後も慎重にいくべき、このように述べながらも、また一方地域性もあるというふうに、この研究会報告はまだ結論を出しておりません。

昨日も経済局長は、無原則的にこれを増加させることについては問題ありという発言もございまして、私には、先ほど言いましたように、多様なニーズで各地域の農協の実態によって、いろいろなことをしばしばのうも言われておるので、すけれども、しかしやはり准組合員についてもここに一つの原則を設けるべきである、無原則的にということであれば、原則をきちんと設けてそれに基づいた指導を系統にすべきである、そうでなければ非常に農協の性格がいまいになる、そのように考えますけれども、原則というものは何であり、基準というものは何であり、それをどのよう設定するか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

○川合政府委員 准組合員の問題は、すぐれた地域性のある問題でもありと思っております。先ほど先生の御議論の中で、地域組合と申しますか地域的な組合としての性格が農協にあるとすれば、やはり都市化、混住化というものが進んできてお

りまして、特にその進み方の著しい地域の農協におきましては准組合員がふえてくる、そういうことも一概に否定できない状況があるかと思えます。

そもそも、農協自体が歴史的な経過といえますが、背景を持って今日に至っておりますので、そういう中で、准組合員が地域の状況から見て非常に多くなっているというところが今御指摘のようにあるわけですが、ただ私も、先生も今おっしゃっていただきましたけれども、経営主義といえますか、無原則にただ組織あるいは経営という観点からだけ准組合員をふやしていく、そういう事業運営はやはり適当でないのではないかと、慎重にすべきではないかというふうに考えております。

ただ、非常に難しいのは、例えば一律的な基準をつくるのであれば、それは地域によって非常に適応できないようなところもございまして、やや抽象的な言い方で恐縮でございしますが、今のよう、昨日もお答えしましたような、無原則に増加させるような事業運営は慎むべきであるということでもこれまで指導してまいりましたし、今後ともそういうことで適切に対処してまいりたいと思っております。

○鎌田委員 そのようなおそれを持ちながら、しかしこの増加は、無原則的に准組合員が非常に増加している。准組合員といっても、これは員外と言ってもいいわけでありまして、そういう面では問題はある。もちろんこれは、研究会報告でも述べていますように、農家組合員の意思を踏まえてこの准組合員について考えるというふうに抽象的に言っておりますけれども、やはり農家の意向といえますか、農協の考え方というのはいかに思っておかなければならぬというふうに思います。

時間がありませんで次に進みますけれども、今回の員外貸付規制の問題であります。法律の第十條の⑩には組合員以外への資金の貸し付けが既に行なわれているようになっておりまして、例

えば地方公共団体、あるいは農村地域における産業基盤または生活環境の整備のために必要な資金、あるいはまた銀行その他の金融機関への貸し付け、これは金融機関への貸し付けでありますけれども、このことが可能になるようになっております。

一つは、新たに連合会などで単協が一定の基準のもとに員外貸付規制を貯金等の百分の十五という形で緩和したわけでありましても、先ほど言いました第十條の⑩との関係はどういった整合性になるのか。第十條の⑩は、農村あるいは農村地域あるいは農業について限定的に貸し付けを認めております。今回の規制緩和については、いわゆる農協の資金運用を単純に強化するという視点で、補足説明でも述べられておりますけれども、このあたりの関係。あるいは、なぜ信用基盤強化という観点で、この百分の十五というところで員外貸し付けを緩和したのか。あるいはまた百分の十五という考え方は、通常は貸付額の組合員利用の五分の一以内というのが普通でありましても、貯金等の百分の十五とした理由。

あるいはまた、現在農協の貯金率は三〇%以下でありますけれども、このことが加わることで、いわゆる貸し付けにかかわる組合員外あるいは組合員との比率は変わってくるのではないだろうか、その辺に關してどのように考えておられるのか。それから、今の員外貸し付けに伴う今回の貸し付けについては制限をつけないのか、先ほど言ったような農業、農村地帯に対して貸し付けをするという⑩の考え方ではなくて、貸付先とか貸付事業として制限をつけないのかどうか、その辺の御見解をお伺いしたいと思います。

○川合政府委員 一番最初に御質問がありました十條の十項にありますが地方公共団体あるいは金融機関などの貸し付けでございしますが、これにつきましては、この規制の外というふうに私も運用しております。

それで、いわゆる指定農協ということで貯金総額の百分の十五まで拡大することを認めるという

改正でございますが、その指定に当たりましては、当然のことながら現在の組合員に對します資金の貸付状況あるいはその他の資金の運用状況、それから貸付審査体制の充実度などが十分にできているかどうかというのをよく勘案いたしまして、必要かつ適当と認める協協に限って指定するということになるかと思っております。

百分の十五の理由でございますが、これは既に信連につきましてこの制度を導入しておりますけれども、貸し付けの原資となる貯金の合計額の六分の一までは買外のものであり得るので、ペーシの五分の一で、六分の一という数字が出てまいりますけれども、それが買外のものであるということから六分の一がおおむね百分の十五、六分の一の方が大きいわけでございますが、そうした考え方で従来指定信連をつくつてきておりますので、その考え方に基きまして百分の十五という数字を使つていくわけでございます。

それから、現在の制度でも貸付先を地区内の農業の進展に寄与すると認められる事業を行う小規模事業者に限定して認めていくわけでございます。これも先生お話しのことでございます。こういう思想は、今後も続けていきたいと思つております。

いずれにいたしましても、現在の状況から見ても、貸付審査体制あるいは内部審査体制の整備ということがなければ、一方でリスクを生ずる問題でございますので、そうしたところを十分指導し、かつ、そうしたことに基きましての体制が整つたということを十分条件づけてこの指定の指導に当たっていきなさいと考えております。

○鉢呂委員 先ほどの百分の十五というのは系統信連ではやつておつたかも知れませんが、それと、やはり買内貸し付け、買外貸し付けとの二〇%、五分の一という観点からいけば、思想が違つておるといふふうに思ひまして、これについては、小さいことではありますけれども、また改めて御質問したい。

そこで、合併に關してでございます。大臣に合併法の改正趣旨について質問することになっておりますけれども、時間が来ますので省きます。

そこで、合併助成法の中には、その提案理由の中で大臣はどのように述べております。いわゆる今回の合併に關する「喫緊の課題」ということで、「その経営基盤の安定強化」にあるのだというふうに言つております。私は今回の目的も、しるばる農協経営の悪化、これは大臣、きのうも言つております。特にこれまで支えてきた信用事業が、金融の自由化に伴つて競争激化で収益性が低下をきておるといふことでありますけれども、その農協の経営対策の一環として出されてきておるのではないかと疑念をぬぐい去ることはできません。ここで言つておる「その経営基盤の安定強化」のために何が一番大切な、何が一番大きな、今の中で、苦しいけれども何が大切かというところについてお伺いをいたしたいと思ひます。

○川合政府委員 先生御承知のことでございますけれども、今の農協の経営を支えているものは、率直に言つて信用事業だと思つております。このことは、私は必ずしも過言でないと思ひます。しかも、この信用事業を取り巻く環境が、御承知のようにな環境の変化で、競争の激化などによりまして、やや崩れ始めていくということがあるわけでございますので、やはり農協として経営基盤、まさに本来的な事業である営農指導その他が適切にできるような、そういう経営基盤をつくつていくということが必要なのでございます。

したがいまして、そうした観点から立てば、やはり合併を進めていく、当然のことながら合併に伴います幾つかの懸念されるべき問題もあるわけでございますが、経営基盤を整備することによつて、農協が本来求められている仕事、それが適切にできるという、そういう体制をつくつていく、それが合併に對する考え方ではないかというふう

○鉢呂委員 局長の御答弁はそのとおりで、私もそのとおりと思ひます。しかし、実際はそのとおりになっておらない。きのうも論議になっておりますように、信用、共済事業部門が収益が低下していく中で、やはり経費節減型といひますか、職員を削減するあるいは経営管理的にさまざまな費用削減をするという意味合いから、経営の合理化型として出発をしております。

例えば、それでは一つ資料を示しますけれども、これも皆さん御承知のとおりでありますけれども、単協の事業規模別に見た一正組合員当たりの事業分量と系統利用率というデータが出ております。これは農協系統の研究所で出されたものだと思いますけれども、例えば貸付金についても、五百戸未満は三百八十万も借りておるのに、三千戸以上の一人当たりは二百十萬。貯金についても、五百戸未満は農協に對して一千三百萬の貯金をしておるのに、三千戸以上の方は、ならせばですけれども八百六十萬。購買、いわゆる生活、生産資材の購買についても、五百戸未満は四百四十萬、三千戸以上は八十四萬八千。特に販売事業についても、五百戸未満については二百十一萬の単協利用をしておるのに、三千戸以上は九十七萬四千円だということ、正組合員一人当たりの事業分量にしても、また職員一人当たりの例えれば貯金ですとか、こういう販売事業の一人当たりの結果でも、この十年來同じような経過で、むしろ規模の小さい農協の方が、これは単純には比較できないと思ひますけれども、農家組合員の結果がよいというデータもありません。

そんなことで、局長の言われました営農指導を中心として、農産物の販売あるいは購買を中心として、その規模メリットを生かすという方向での合併を推進していくんだという御答弁でありますけれども、今後ますます、この系統の一千農協というふうなことからいいますと大規模化が始まるわけでありまして、農水省としてどのような指導されていくのか、そのお考えをお聞かせを願ひたいと思ひます。

○川合政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、合併を進めていく一番の主眼は、やはり農協が農協として本来の営農指導を中心とし、販売事業、購買事業、その他の事業を有機的に結びつけて推進していく、そういうことが合併の本旨であるわけでございますので、合併をすることによつてそうした問題がでなくなる、あるいは今までよりも状況が悪くなるというようなことであるとすれば、その合併の意味は全くないわけでございます。

したがいまして、規模が大きくなることによつて、今先生が御指摘がありましたような状況は、どうしてもその範囲が広がれば広がるほど混雑化あるいは農家の多様化が広がりますので、そういうことも起こりがちでございます。先生も今おっしゃられましたように、その数字自体を取り上げてどうということではないと思ひますが、そういうことにならないように、やはり、例えば農協と組合員との関係、あるいは市町村との関係といった問題について、十分きめ細かい対応というもの求めていかねばいけないのではないかと

○鉢呂委員 事業の二段階の關係につきまして、これも大臣の御答弁を求めておりましたけれども、時間の關係で後回しにさせていただきますと思ひます。

そこで、午前中の参考人の御答弁でも、特に全中の常務さんからは、今後の二段階についての実行方策についてはまだ模樣だということ、さまざまな組み合わせも考えられるかのような発言もしておりますけれども、最終の、どういふところに持つていくかということが、先ほどの午前中の御答弁では非常に不明確であつたというふう

に私なりに思つております。そこで、さまざまな段階で、できることから、果段階からやつていくこととありますけれども、最終の、どこに持つていくんだというきちんとしたものがないければ、果段階でも非常に戸惑うというか、あるいは農協間でも戸惑う。も

ちろん単協の合併の推進度合いによって違ふことはわかるわけでありすけれども、二十一世紀を待たずにできるかの発言もありましたけれども、やはり最終のところをどこに押さえるのかというところを、農水省としてもきちんと指導すべきであらうというふうに思っております。

そこで、特に経済事業における経済連の役割について、私の意見も言わせていただきます。大変、三段階がペーパーヤージン等があるということとコストアップの要因になるかの農家の御批判もありす。あるいはまた、一部非効率性についても取り上げておる面もありすけれども、私は、先ほど言った地域農業の推進という意味合いからいけば、経済連の果たす役割はもっと重要でなければならぬというふうに考えております。

特に、今までのデータを見ましても、例えば販売事業についても、取扱高の大きな上位五連の全農に対する利用率、全国に対する利用率は四五％でありす。取扱高の上位五連が六五％でありすから、むしろ大きな取り扱ひをしておる経済連の方が、いわゆる上部段階を利用しておらない。

これは私も経験ありますけれども、六、七年前までは野菜等の青果物の扱ひを全農が集約をして行つたというところで、各経済連が全部この全農に出向して事業をやつたんですけれども、とうとううまくいかないうで、六、七年前にそれを解散して、各経済連で行うという仕組みに変わった経過もありす。そんなことで、必ずしも経済連の役割を過小評価して、全国連という形にならない、むしろ産地間競争というような形に、これからますます作物ごとになるという形からすれば、経済連の役割が販売事業にとつては重要になるだろうというふうに思っております。

さらには購買部門についても、いわゆる生産資材あるいは生活購買部門でありますけれども、これにつきましても、私は、必ずしも全国一本にすれば、きのうも大型な、えさ等は全農で一括輸入した方がよいのではないかとという議論もありました。しかし、私の見る限りにおいては、従

来、全国に集約することが量的な有利性で価格の有利さを発揮できるんだ、そして予約購買ですとかさまざまな全農の価格交渉で農家に利用高配当という形で有利さを発揮できるんだということが言われてきました。しかし今日、価格交渉力だけでは生産資材等のコストが下がっていかないというところは、自由市場の経済では原則でござい

すが、いままで、私どもは、各経済連が資材の供給を競争的にしていく、むしろそのことの方が、今日農家のコスト低減という意味合いからいっても方向性があるのではないかとこのように考えるわけでありますけれども、農水省のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○川合政府委員 この農協系統組織の組織改革の問題は、やはり組織みずからがどういふふうに改革をしていくかということを中心に議論されるべき問題であらうと思ひます。

したがらして、基本的にはそうした具体案が出たところで、私どもの考え方なり対応ということにならうかと思ひますけれども、お尋ねでございすので、やや抽象的になるかも知れませんが、お答えいたしますとすれば、やはりこの組織改革は、基本としてはまず単協がある、末端の協同組合が基本にあつて、その協同組合がどういふふうの確に動けるかということと組織が成り立っているわけでございすので、そこを原点到るべきだと思ひます。

（委員長退席、杉浦委員長代理着席）

と申しますのは、やはり合併がどういふふうに進み、その合併によって組合と農協との関係が、いろいろと批判される点がどういふふうの解消され適切に運営されるかということとの関連で、やはり県段階、そして全国段階が考えられるべきだと思ひます。

特に経済連の場合は、経済事業自体がいろいろな形、販売、購買、その販売、購買の中にもいろいろな要素が入つておりますので、例えば今御指摘のあつたような野菜でございすれば、事実上

県段階が携わつていふようなことでございすので、いろいろな形になりまして、組織になりますとそれが一義的にならないという非常に難しい面があるかと思ひます。やはり全体としての流れ、物流とか商流の流れとしての合理化、あるいは末端の農家へいろいろなものが届く、あるいはそこから出ていく、その流通コストと申しますか、組織内でのコスト、これを下げるということが一番の大事なこととございすので、そういう観点でそれぞれお取り組みをいただきたいというふうに私どもは考えているところでございす。

○鉢呂委員 時間がありませんので、二つだけ聞きます。

一つは、全農を中心として、単協が全農に直接加入ということが昭和五十年からその道を開いたわけでありすけれども、加入はしておりますけれども利用せずということ、この機能が全く発揮できておらないというふうに私も見ておりますが、どのように農水省としては指導しておるのか。

それからもう一つですけれども、特に全農を中心としていわゆる株式会社、全農が出資している株式会社相当数見られます。例えば全農が経営責任を持ち、その会の機能の一部を分担する会社ということで三十三社、三千九百名の社員を抱えております。三千九百名は、もう既に全農の職員よりも多いということでありす。さらには、県連が主体となつてそれを支援している会社七十三社、あるいはまた事業の取引関連から出資している会社三十四社、さまざまな株式会社全農に付随して設立をされ、運営されております。

これらに対して、農水省としてはどのようなお考えをお持ちなのか、この点についてお聞かせを願ひたいと思ひます。

○川合政府委員 全農への単協の直接加入につきましては、先生から今お話がありましたように三千三百二十一、これは平成二年事業年度末でございすますが、会員が入つております。約九〇％の加

入率だと思つております。それと同時に、直接利用は行わないという形で現在行われているわけにございすますが、私どもこの問題は、やはり単協が合併促進という形で進んでいく過程において、もう一度検討されるべき問題であらうと思ひます。単協が非常に大きくなり、かつ県の経済連との関係あるいは県の連合会との関係の問題とかかわりもございすけれども、そうした過程で全国連の利用ということも問題になってくるわけにございすので、今回再編整備という形でいろいろ議論されている中でこの問題も議論されるべきではないか、検討されるべきではないかというふうに考えております。

それから、全国連が保有している関連株式会社あるいは関連会社、私ども協同会社という言い方もしておりますが、これについてでございすますが、これは、やはりその事業を遂行するために、例えばある意味では専門化した方が効率的な事業、あるいは特殊な勤務形態を必要とするというふうなことで設立されてきたものが多いと思つております。

私どもこのような会社につきましても、やはり会員あるいは組合員に対して、こういう協同会社、全額出資という形が多いわけにございすますが、そうした会社についても組合員あるいは会員に對しまして透明性のある形で経営が行われるようにという観点に立ちまして、設立運営につきまして一定の届け出を行政庁にするともに、例えば今の全農の例でございすれば、協同会社の財務諸表なども全農の総会に報告させる、同時に私どもの方にも届け出てもらつたというふうな指導を行つていこうとございす。

やはり必要なことは、こうした会社の運営につきましても透明性を持つて対応していただきたいというところであらうかと思つております。

○鉢呂委員 時間がありませんから論議できせんけれども、全国連の肥大化がいわゆる民主的な運営というものを阻害しておる、あるいはまた資本の蓄積が上部全国連に残つて、そのことが農家

の組合員の不信をなかなかぬぐえないという面があらうと思ひますから、この点についてはまたきつちり、原則的なものについて議論をしたいというふうに思ひております。

そこで、営農指導の關係についてもお聞かせを願ひたいと思ひます。

きのうの局長の発言では、田中委員の質問に対して、本来的な事業であるという点で、農協法の十条には第八項でしか十項でしか記載をしていないにすぎない。私も田中委員と全く同じ意見をききようと言ひしつゝ思ひたつたのですけれども、まさに本来的な事業であれば、別条項、単独条項をつけて、やはり営農指導事業の大変大切な基礎的な事業だということを明確にし、そこから農協の事業運営がすべて発生するように、そういう条項を明確にすべきであるというふうに考へております。

大変歴史のある農協法でありますけれども、この指導事業に対する重要さ、確かに局長は、そのほかの条項でも受託農業経営とかいろいろありますよというところは述べておりますけれども、やはり相対的に営農指導事業の重要さ、あるいは本来的なものということで別条項で立てるべきであるというふうに言ひていただきた。それは、今も営農指導事業が一一％ほど、単協では営農指導を持つておられないというデータもある。あるいは必ずしもこの大型化によつて営農指導事業が強化されないという点にかんがみて、現代的な意味があるというふうに考へております。

そこで、質問でありますけれども、営農指導事業の費用であります。これも、全国でありますが一農協当たり平成二年度では七千四百五十七万円、これは人件費も含めてでありますけれども、かかつております。このうち約一千数百万は賦課金等で徴収をしておりますけれども、五千七百万はほかの事業からこれを補てんをしておるといふ状況でございます。営農指導事業の強化を口では言つてもなかなか、實際農協の運営をしたり、あるいははかかわつておる農家組合員から

いつてもできないのであります。これは不採算部門ではないわけでありまして、まさに農協の基本でありますけれども、できない。しかしまた一方、農協の営農指導は、戦後一貫して日本の農政をまさに末端で担つてきた、さまざまな転作でありますとか構造改善事業ですとか畜産等についても、私もずっと二十二年間いたしましたけれども、まさに皆さんの農水省から発したさまざまな補助事業、こんなに分厚い書類をつくつて出すのが精いっぱいでありまして、こんなことをやつていながらなかなか本来の営農指導に目が向いていない。そう言へば、そんなことは農家組合員のためにやることだから当然のことであつて、そうであれば補助金はやらない、言つてしまへばそのとおりでありますけれども、私は今日の意味からいって、この営農指導事業を本当に確保して強化するのであれば、やはり国としての基本的な考へがなければならぬというふうに考へております。

きのうのお話がありましたけれども、部門ごとの独立性ということからいけば、賦課金をきちんと設定するという指導も大切であります。あるいはまた、剰余金の繰り越し基準を、現行二十分の一を繰り越すことができるというふうになつておりますけれども、もつこの基準を引き上げて、安定して営農指導事業経費を保持するということを農協の中に位置づけさせるべきである。あるいはまた、税の優遇措置をとるべきであるというふうに思ひておりますし、とりわけ今質問したいのは、国の財政上の支援を営農指導事業に振り向けてやるべきであるというふうに私は思ひますけれども、局長は首を振つておりますからあれですけれども、御答弁願ひたいと思ひます。

○川合政府委員 営農指導事業の重要性につきましては、あえてお話しする必要はないと思ひます。ただ、私どもは農協の本来やるべき仕事はこれであるというふうに考へております。経済事業あるいは信用事業、共済事業、いろいろやつておりますが、そうした事業を行うのは、農協が組合員に

対して営農指導を行う必要があるからと言つても過言でないのではないかと思ひます。

したがひまして、この営農指導事業は農協が本来的にやらなければいけない事業でございますので、そういう点からいへば、これに要すべき費用はやはり農協が自分で賄うべきものであるということが基本ではなからうかと思ひます。いろいろな形の支援というものはあり得るわけではございませんけれども、やはり本来的には農協みずからが負担すべきものであるという考へ方を私も持っております。

○鉢呂委員 そのとおりだと思ひますけれども、非常に現状は悲観的な要素が強いということでも御考慮願ひたいと思ひます。

時間があと六分、七分でありますから、まとめ四つだけ言ひますので、三十分までに終わらせていただきたいと思ひます。

一つは、さまざまな経営管理上の法的な整備をいたしました。しかし法的な整備は、定款等でもう實際やっております。ただ、その法の裏づけがあるということでありまして、一番大事なものは、農協の不祥事も多発しております。私の経験では、非常に複雑多岐にわたつてい事業を多角的にやつておるといふ単協の段階では、不祥事を未然に防ぐということには非常に大切であるというふうに思ひます。その観点に立つて、今の監査制度というのは非常に自主性を持たせておりますけれども、不祥事が続発することの一つの原因になつておるだらうというところで、一つは、きのうも公認会計士の話もありましたけれども、中央会監査が今の法七十三条の十一の二の五項では、中央会の行つた組合の監査については、組合の受ける努力という項目があつても、法的に義務化がされておられません。どうしてもこれは決算監査等で法定化をするということとを農水省としてお考えをいただきたい。

それからもう一つ、系統農協では中途退職者が大変続出してあります。北海道でも、定年が百五十四名に対して中途退職者が八百六名。全国的

にも十八歳から三十九歳の中堅職員が全体の四七％、約半分の中途退職を出しておるといふようなことで、また新卒の確保についても困難である。このことに対して農水省はどのような原因と対策をお持ちなのか。

あるいはまた、農協職員の、これは単協の労働条件について、一般企業より大変立ちおくれおるといふふうに思ひますけれども、この労働条件、労働時間、休日、給与について、農水省としてこの実態についてお述べいただきたいと思ひます。

それからもう一つ、農協法の四十八条には総代定数規定に關しての定めがあります。ここでは組合員の五分の一以上を総代として選ぶ、しかし二千五百名を超える組合員の組合では五百名を限度とするという規定があるわけでありまして、昨今の合併が千人規模にとどまらずと多い規模、二千五百名を超えるような大規模な農協では五百人と限定して、民主的な運営が達成できるのかというふうに憂慮するわけで、そのことについて御答弁願ひたいと思ひます。

○川合政府委員 中央会監査の法定化の問題でございますが、実は、この問題は私も内閣法制局などとも議論はしているわけでございまして、やはり当然のことながら系統内部の自治監査の性格を持つていくわけでございしますので、これを義務づけるという法律をつくることは、団体自治と申しますか、そういうことからなじまないという見解がございまして、私も法定化ということは今までやつてきていないわけでございまして、やはり内部でお決めいただくことだという解釈でございますか、考へ方になつております。

それから中途退職の問題でございますが、これは私どもの立場で答へるべき問題であるかどうかは別といたしまして、やはり農協の将来に対する不安などによるところがかなり大きいわけでございします。たまたま今回、今お話がございしたような組織再編成、自己改革ということに取り組んでいるわけでございしますので、一日も早く具体的

な対策あるいは方向というものを示すことによりまして、こうした見通しというものを持たせるということが何よりの問題ではないか、そういう意味で私も御協力を申し上げたいと思っております。

それから労働条件の問題でございますが、農協もいろいろ大小ございますので、一概に比較するわけにはいきませんが、給与の面ではまあ一般企業——一般企業と申しまして規模にもよりまされども、例えば千人未満程度の規模ですと、まあまあ水準ではないかというところ、そこでございまして、労働時間その他につきましては、やはり農業あるいは農業者という方々を対象としている仕事でございまして、なかなかとりにくい、あるいは時間の短縮あるいは不規則になりがちだということでございまして、その辺の問題があることは私も承知しております。しかしながら、先ほどの中途退職の問題もありまして、やはり職場環境というものの問題もございまして、この辺は組織内でよく御議論をいただき、特に組合員の御理解をいただくというふうなことで、私もできることは応援してまいりたいと思っております。

それから、総代の定数の問題でございますが、これは先生今おっしゃったような制度になっているわけでございます。この制度そのものの問題もさることながら、やはり農協の透明性と申しますか、農業者に対する、組合員に対する十分な情報提供ということがもう少し徹底されるべきではないかと思っております。例えば、いろいろな部会がございまして、こういうものの活性化とか、あるいは総代会の出席の率の問題もございまして、常時といえますか平時から、総会だけではなくて平時から、農協のいろいろな情報というものを組合員に的確に流していくというところからまず始めることによって、この問題の民主的な運営というものが担保されてくるのではないかと、このように考えております。

○鉢呂委員 中途でやめられた職員の方のアンケート調査によれば、仕事にやりがいがないという方が二〇％、自分に合った職種への転換二七％というところで、まさに農協は本来地域農業振興の核にならなければならないわけでありまして、大変今農業と同じように苦境のふちに立っております。もちろん、自主性は大切でありますけれども、国としての支援、官農指導事業の実態も口で言うほど簡単ではありませんで、財政的な基盤がないわけでありまして、それらについて農水省として基本に立ち返って、何が必要かということ、今後とも基本に据えてかかっていたきたいというところを述べまして、終わります。

○辻(一)委員 農協二法について若干初めに質問いたしたいと思います。

まず、改正案は連合会に受託農業経営の道を開くということが第一の改正点になっておりますが、連合会による受託農業経営の道が、将来法人、企業等に土地、農地の所有の道を開くことにならないか、こういう懸念が一部にはかなりあるわけでありまして、私もそういう懸念を持ちます。将来とも実質的に企業等の農地所有が起らないと言えぬのか、また、その歯止めはどのように保障されているのか、この点を念のために伺いたいと思います。

○田名部國務大臣 連合会が受託農業経営を行うことができるのは、御案内のように、担い手の育成、規模拡大の促進の観点から、連合会が畜産等の分野で果たしている機能を活用して行うとするものであります。これはあくまでも農家の協同組織による営農体制の整備を図っていくというところであります。

先生お話しのように、将来法人、企業の農業参入というお話でありましたが、これは私も自分の考えている段階ですが、一体農家の若い人たちが例えば何かをやらうというときに、身分がしっかり保障されて他産業並みの所得が得られる、そういう農業基盤をつくりたい、私はそう思うのです。思うのですけれども、実際にやれるだろうか

という不安が一方にあります。何でもかんでも企業が参入するとは思いませんが、物によってはあるいは効率的な農業で、あるいは生産したものを加工して——これを申し上げるのは、私の身近な例でこういうことをやっている人たちのことを見ますと、やはり合理的といえますか、本営に経営感覚にのっとってやっている例というものはあるのです。

〔杉浦委員長代理退席、委員長着席〕
特に、畜産でありますとかそういう面では、飼料それから肥料、いろいろやって、えさ等も自分のブランドというか、これはほかには一切社内秘密で出さないで少量で効率を上げるとか、いろいろそういうものも考えられるし、しかし水田等にはそういうものは参入しないであろう。

いずれにしても、本営に土地の問題はあります。土地の問題はあるようですが、これは本営に農家が嫌だというのは無理にやることではないのであります。みんなが考えてやはりこういうこととで一緒にやった方がいろいろいいということもあるかな。そして金と物と人、資金力がなければいかぬ、あるいは経営というかそろばん勘定がいいとか、そういう不足しているものを補いながら本営に一体となってやれることというのはあるのかないのかわかりませんが、ただ何となく零細な、規模が小さいという人たちだけで何か道を開こうと思ってもなかなか道は開けないのではないかな。いろいろ考えて、別にこれは参入しようとして考えているわけではありませんが、いずれにしても、本営に農家の人たちのためになつていいという方法があるのであれば、あえてそれはだめだということも言えないのではないかな、そんな感じであります。

別にそこまで考えているわけではなくて、何といつても農家、農民の人たちの立場で、押しつければとかやれとかということではありませんが、本営にそういうことをもう少し私も勉強してみたいと思ふし、別にこだわっているわけではありませんが、いずれにしても、何とか農業の展望が開

けるようにしていく方法はどういう方法があるのかということだけは、私は自分でいろいろ悩み、どれがいいかということも今考えておりますので、決して最初から法人を考えていこうというう気は全くございません。

○辻(一)委員 豚だとか鶏、先ほどの答弁のように、畜産の分野にはこういう企業の経営がもう既に随分行われているということも事実です。それから、大型の畜産農家が倒産をして引き受け手が無いという場合に起こり得る受託農業経営の一つの連合会あたりの課題になるのではないかと、思われますが、問題は土地利用型の農業にも、結局土地を中心にする、そこにもそういうような考え方を及ぼしていった方がいいとお考えかどうか、その点はいかがですか。

○田名部國務大臣 それは、採算性というものを計算した上でやろうとしても、実際には土地基盤、土地利用型の農業にそういう企業の人に来て田植えをしたり稲刈りをしたりということは、想像しても不可能だと思ふのです。しかし、全体として何人かで組んでやると本営に効率がいいとか何とかというものは別でありますけれども、その場合には、一体株式会社として土地はどうするかという問題があるわけですね。しかし、いずれにしても土地は農家の人が持つておられるわけですから、そのことをどうするかという問題はあります。それがなくて一緒にやろうとやれ、まずよと言ってくれる法人があるのかどうか、それは、私もそこまでは自分でもあり得ないかなと思っておりますが、ないとは思っています。

○辻(一)委員 大臣はいろいろいい方法をやってみよう、こういうような考えのようでございます。きのうのこの委員会で論議された内容は、私も全部聞いてなかったのでもうわからないのですが、農業新聞に出されておりますね。これを見ると、農林大臣は大筋大筋今のような御意見であったのでしよう。構造改善局長はこう言っておるのです。株式会社化すると株式の譲渡で土地を取得をしようとする人が出てくる、こういう否定的な

見解であつたことであるが、ここからは農地という点からいうと非常に大事なところで、それから、こういう行き詰まつておるといふか頭打ちの中で、日本の農業をこれからどういふ形に考えていくか。企業形態をも取り入れて土地の有を将来認めていくという方向を考へるのか、あるいは、あくまで農地は農民に帰属するものとして、その中で考へ方であるのか、これはこういう論争を今やつてもどうかと思ひますが、基本的な考へとしては大変大事なので、農水省内で、この二つの答弁を見ると若干意見が違ふような感じがするんですが、そこらはどうなのか、ちよつとお伺ひいたします。

○田名部國務大臣 局長の答弁したことはそのとおりだと思ひます。ただ、私の気持ちとしてひつかかるものがそういうところにあるとして、土地は農民のものでありますから、投機的に使うとか他に転用するとか、そういうことは絶対にできないような歯どめもあつて、それでよくて、本当に農民のために一生懸命やりましようというのがあるのかどうか、これはわかりません。わかりませんが、最初からもう全然だめですという議論ではなくて、十分考へて、本当にこういうやり方なら農民のためにもなるし、農民の足りない分野を企業が十分補つて、資力もあるし研究もするし、いろいろなことでもうまくいくということであれば、何もあえて絶対だめということではなくて、それもあくまでも農家の人たちがお決めにすることであつて、こつちからやりなさいとかこうしなさいということではないと私は思ふんです。ですから、別にやるつもりで言つてゐるわけではなくて、最初から拒否してこういう方法ということではなくて、十分幅広く検討して、うまくいく方法があるならばということで私の考へを申し上げてゐるわけであつて、決して、きちつとお答へ申し上げるということになると、きのうの構造改善局長の役所的な答弁になるだらう、そう思つております。

○辻(一)委員 その考へはわかりますが、株式会社

社の農業経営への参入を認めると、かつては個人が土地を集中して地主というのできて農地を保有したんですが、今度は新しく株式会社、企業による農地の所有ということが起こつてくるんじゃないか。農業のこの状況を見ると、行き詰まつていくと耕作放棄地、いろいろなところが出てきますから、将来一つ枠を緩めるといろいろなところが懸念されるので、これはひとつ十分検討してやつていただきたい、このように思ひます。

それから、この問題に関連して、受託農業経営事業における連合会と、単協が合併しても、単協との分担は大まかに言つてどういふようなのか。これはきのう論議されたのかもわからぬのでありますが、あえて重複をしても伺ひたいと思ひます。

○川合政府委員 この受託経営事業は四十五年にできた制度でございまして、基本的にはやはり単協が受託すべきものだと思つております。ただ、昨今、大臣からお話いたしましたように畜産等に中小家畜、まあ養豚が一番多いのではないかとと思ひますが、の分野などにおきましては、既に単協ではなくて連合会が飼料の購入とかあるいは経営指導というようなものを行つてゐる部分があるわけであつて、こういう部分に限つて連合会が受託をするというケースを想定してゐるわけであつて、したがういふ部分に限り、これは単協ができないものを補充的に連合会が受託するといふ考へ方で行うべきものと思つております。したがういふ、競合関係にあるようなものにつきましては、当然単協が受託すべきではないかといふふうになつております。

○辻(一)委員 まず受託農業経営の出発は単協から、そこがカバール切れないところを連合会がやる、こういうような御趣旨のように答弁を聞きまして、それはわかりました。

そこで、国内の状況を見ると耕作放棄地がどんどん拡大して、三十万ヘクタールと言われておりますが、今後これがさらに拡大する可能性が随分あると思うのですが、農協がどういふものを

対象にして委託を受け、受託農業経営をやるかといふことですが、こういう耕作放棄地等が対象になる場合に赤字になる懸念がかなりあると思ひますが、そのことについて二、三伺ひたいと思ひます。

私は北陸の米の方なので、農業を見る場合にどうしても米作地帯からの発想が中心になるのでありますが、そういう偏りはありますが、自分たちの近辺の集落等を見た場合、よい農地は大体専業農家が個人的に拡大をしていく一つの対象になる、これは三ヘクタール、五ヘクタールあるいはまた大々的な農家もあると思ふ。しかし、個人の規模を広げる道はそう簡単ではないですね。そこで第二のタイプは、集落を中心とした協業化、共同化の道、専業農家が中心になつて周辺に兼業農家を結集していくという道ですね。この二つのタイプがありますが、大変採算が合わないといふか、いろいろな事情もありまして、そういう条件の悪いところは耕作放棄地という形で残り、それが耕作放棄によつて受託農業経営となる可能性がこれから相当考えられるんじゃないか、こういう感じがします。

ところが、受託農業経営といふば農協がやるのですが、昔のように夜明けから星空までというわけにはいきませんが、それでも普通の仕事に比べると農家の作業時間は朝から夕方まで相当やるのですが、農協の中で、朝八時から夕方五時か五時半ですね、そういう形で経営をやつた場合に、普通のところでも容易じゃないのに、条件の悪い耕作放棄地等々集めて経営したときには、これは明らかに赤字になつてしまふのではないか、赤字になる可能性が非常に強い。ところが、この形の受託経営は中山間地域ではこれからさらに拡大する可能性が非常に強いんじゃないか。

そこで、この場合に、前に法改正で決まつておりますが、損益を委託者帰属主義でやつていけるのかどうか、赤字が出たら委託した人に赤字を負担してもらうというやり方ですね、続くのかどうか、それをどうお考へになるか、まず伺ひたいと思ひます。

○田名部國務大臣 放棄地等で受託農業経営を行う、基本的には、こつちにも少し、こつちにもばらばらとあつては、これは効率的な農業経営といふのはできないと思ふのです。しかし放棄地でありますから、そうまとまつてすばつといかない。私どもは、何とかそういうものを集約したい、集約して、受託でありますからそれが農機具等は準備する必要がある、生産性を上げてコストの低減を図るといふのが基本であります。現状はそういうところもあるし、あるいは、あるいはそういうものも引き受けて大きな規模に、隣の人を受けてやるとか一緒にやるとかといふことになれば別であります。したがつて農協の赤字が拡大するといふことにはならない、かつた分はちよつだいするわけでありまして、ただ、受託農業経営事業については損益の計算がどうなるか。あるいは今みたいなところだと、かえつて受託した方がかかり過ぎて請求される場合もあるかと思ひますが、そういうことにならぬように、やはり一定の規模にしていく以外には、両方満足させるということとはなかなか難しいと思ふのであります。

何にしても、担い手が不足しておることに対応しなければいけぬし、経営の効率化等を進めていくという観点から農協事務の取り組み体制を整備して強化していくといふことをいたしませんと、放棄したままになることは間違ひない。いろいろ苦悩いたしておりますが、何とか新しい検討会の方で、そういうものも含めて集約した形の中でやつていけぬかどうか、あるいは損益計算が難しいといふこともありますが、そういうことも簡略化できないかどうか。しかし、きちつと出してあげないと、損したのかもしれないのかといふ争ひにもなりますから、そこところは限度があると思ひますが、まあ大体この程度だとうだといふところであつていただければ簡略化もできると思ひます。いずれにしても、この新しい制度の方でこういうこともきちつと含めて検討

をいたしておりますので、いまだ少し時間がかかると思いますが、御了承をいただきたい、こう思います。

○辻(一)委員 この改正法、前に受託農業経営というのとは内容として成立しておりますし、それから今度は連合会にそれを適用しようというわけですが、単協の受託農業経営事業というものは、これからずっと増大する耕作放棄地等々を抱え込んで何かやっていくというような考え方があるのかどうか、その点をまずちょっとお伺いしたい。

○川合政府委員 耕作放棄地などの条件の悪いところで、一つはそういうところの農業をだれが担うか、担い手の問題だろうと思います。これは今大臣からお話がありましたように、まさに私どもが内部で検討を続けている一番の大きな問題であるわけですが、それを農協が受託農業経営という形でやるのがいいか、あるいは第三セクター論をおっしゃる方もおられますし、農協みずからが経営したらどうかというふうにおっしゃる方もあります。

ただ、いずれにいたしましても、今大臣からお話ありましたように、条件の悪い土地が、しかも分散錯雑で非常に散らばっているというところでありまして、これはなかなか、どういう形態でありましても受け切れないということになるのかと思います。したがって、そういう意味では、土地利用の集積ということを一方でやりながら、それをだれが受けていくかという問題になるかと思えます。農協が受託経営という形でこういうことを受けるにいたしましても、その条件整備ということが当然必要になってくるのではないかとこのように考えております。

○辻(一)委員 あちこちに飛んだ耕作放棄地を抱え込んだらこれは大変なことだから、なかなか容易でないというところはよくわかります。それでは、今三十万ヘクタール、これからどんどん拡大する可能性がある、まあ、どんどんとはちょっと言い過ぎですが、なお拡大する可能性のあるこの耕作放棄地、こういうものを一体どうしていくの

かという考え方でですね。一つは、農協の条件がある程度合えば、農協の受託農業経営事業の中で抱え込むこともできると思うけれども、三十万ヘクタール、あるいはさらに拡大する耕作放棄地を抱え込むことはとてもできない。しかし、日本の中で三十万ヘクタール、さらにはほとんどふえていくとすればこれは大変な問題だけれども、これを一体どう考えるのか、どうするか、このことをちょっと伺いたいと思います。

○川合政府委員 非常に難しい問題でありますけれども、取り組まなければいけない問題だと思えます。そういう場合に、既に放棄されている土地でございまして、その所有者はかなりそれについて耕作をする能力がないわけでございます。そういうものを集めるある種の機関と申しますか、そういうものもやはり必要でしょうし、もっと端的に言いますれば、利用権を集積するということがまず進める、そういう仕組みというものが必要ではないかと思えます。その上に立って、だれが担い手となってやるかということでございますので、その二つの面、要するに集積の面と担い手の面、これを有機的に検討していかなければいけないのではないかと考えております。

○辻(一)委員 時間がありませんが深く入りませんが、中山間地等における耕作放棄地というのはこれからだんだんふえていくと思うのです。農業の採算ではなかなか合わないところですが、しかし、日本の国土保全や環境保全という観点からいえば、水田を維持するということは非常に大事だと思っております。そういう点で、中山間地帯等における環境保全維持水田といいますが、そういうような構想で国土保全のためにこれらの問題を考える、こういうような考え方はないのかどうか、お伺いします。

○鳥嶋政府委員 確かに、中山間地域等、条件の悪い地域の水田をどうするかというのは非常に大きな問題だろうと思えます。我々の基本的な考え方は、そういう自然的、経済的に不利な条件の地域におきましても、それぞれの地域の特色を生か

して何とか積極的に付加価値の高い農業を展開できないか、あるいは活性化を図ることができないかということ、いろいろな施策を講じているわけでございます。

先生御指摘のような環境保全のための水田、これについて、そういう農業生産と別の観点から評価して何か援助ができないか、こういうことでございまして、抽象的にいいますと、実はそういう考え方というのは大変わかると思うが、わからないわけではないのですが、じゃ具体的にどういう水田を、また環境保全という観点から見るとどういうふうな評価するのかといいますが、なかなか難しいものがございます。中山間地域にはもちろん畑地もあるわけでございます、水田だけ取り出してやるのかとか、そこに営まれる農業もどういう農業ならいいというふうな言うのか、そういう意味で、いわば内容がちょっと、もう一つはつきりしないとなかなか御意見を申し上げることにならないわけでございます。

いずれにしても、そういう中山間地域の農業をどうしていくかということについては、我々今、将来への新政策の検討の中でも大きなテーマとして検討させていただいているところでございます。

○辻(一)委員 この問題については、今問題を投げかけておくということにとどめたいと思えます。

農協二法の論議の最後に、若干ほかの時間ととりだのですが、農協合併によって、大型化に伴う農協と組合員の意識の希薄化、乖離をどうするかという問題をひとつ伺いたいと思えます。

これは私の個人的な体験ですが、私は北陸の農村ですけれども、おやじが農協の組合長を昭和二十二年から二十五年ぐらいまでやっておりました。もう四十五年も前ですが、農協青年部というのがあって、その運動を自分がやった記憶があります。その当時の農協は、一つの村に一つの農協で、地下足袋を履いて、泥靴のまま農民が気楽に農協へ行って相談をする、そういうことができた。

た。まあ当時の話ですが、私たち若い者も宿直室にどぶろくを持ち込んでわいわいやりながら、夜を明かしながら論議をした、そういう雰囲気がある農協にはあったんですね。それから十年足らずして、市単位で十幾つの農協が合併したのです。そうすると本部ができる、もうそこへ地下足袋を履いて行くというわけにはいなくなる、そこに農協本部役員と組合員である農民との意識の希薄化というのですか、ある種の乖離がだんだん出てくる、そういう状況が今の農協にずっとあると私は思っています。

今度はそれに輪をかけてさらに大きく広域化して範囲が広がるわけですから、一市数町村あるいは二市数町村という範囲で農協が合併される。私の県でも七つか八つに農協を合併するという計画で論議をしています。そうすると、いわゆる組合員と農協本部の役員との意識の希薄化、乖離は、ますます拡大する傾向が強くなっていく。こういうものをいかに密着さすかということをやらないと、きのうのうちの委員が言っておりました、ヨーロッパ等における協同組合がしつかりながら崩れていった原因は、そういう意味の一つの民主主義の欠如というか不十分さ、それから、銀行等が乗り込んできたというお話がきのうもありました。私は、その意識を密着化さす、近づけていくということが大型農協の場合に非常に大事なことでないかと思えますが、そういう問題意識を持っているかということ、それに対してどういうような対応を考えているのかということをお伺いしたい。

○田名部国務大臣 おっしゃるとおり、私たちの子供のころの農協というのは、本当に家族的なつき合いをしておった、祖父たちがよく歩いて行ったり、その後は自転車で行くぐらいでありました。しかし、それでいいのかという、農家の負担というか、本家に農家のことを考えていきますと、やはり今のままではどうしても効率が悪く、という面があると思えます。合併によるメリット、デメリット、いずれもあると思えます。しか

しながら、小さい農協があらちちにあると土地の利用もつたないし、あるいは人の効率も悪いし、悪いものだから待遇もよくならないし、いろんなデメリットというのがあると思ひます。組合長さんといつぱいいるし、あるいは電話も一農協にはそれだけのものが必要だしということとを考えると、合併によってそんなに必要でなくなるということ等もあると思ひますが、何といつても先生お話しのように、合併というものは組合員にメリットがあるものでなくやならぬというふうに考えまして、事業あるいは経営の効率のな運営を進めていく、あるいは組合員の日常活動に適切に対応していくために支所の機能を充実をしていく、完璧とはいひかねますが、そういう体制をとってやっていかなくやならぬ、これは指導してまいりたいと思ひます。

合併によって、農協の広域化に伴って今申し上げたように事業運営の効率化が期待されるわけでありますが、一方そういう希薄化という問題がありますので、このため野菜とか畜産などの各生産部会の活動を活発にしていこうか、そういうことも指導していききたい、あるいは地域の特性に応じた適切な指導を確保するために必要な対策を講ずることとしていこうかでありまして、引き続きこの辺には十分心して指導してまいりたいと思ひます。

○辻(一)委員　きのう農協の組織のところでお話が多分出たと思うのですが、合併した我々の近辺の農協でも、前は単位農協九村で相当よくやっていた農協が合併して本所に集中する。その支所にはなつておりますが、そこには数名おるだけで、前のような九村単位ぐらゐの活発な活動が、あの陣容ではしつかりした農協でもなかなかやれなくなつています。さらに今度は大型になつたときに、支所等の一番その地域、農民と密着しなければならぬところがまた薄くなつてくるのではないかと。そうすれば、それは言葉では幾らきれいなことを言つても実際としてはますます離れる懸念がある。そういう意味で、組織的にも支所活動で

あるとか、そういうものによほどしつかり力を入れる、こういうことを何らかで保証していかないと、実際は希薄化はさらに拡大するのではないかと懸念しますが、具体的なその保証策というか対策は幾らか考へていらつしやるか、いかがですか。

○川合政府委員　合併農協でうまくいっているという言ひ方がいかどうか、合併の効果が十分あらわれているような農協におきましては、かなりきめ細かい、先ほど大臣が言われました作目別の部会とかあるいはテーマ別の協議会とかいうものをつくつて運営しております。やはりそういういろいろな特性のある地域があるわけでございまして、そういう地域性を持った扱い、それから横割りといひますか、一つの作目についてかなり専門的にやっている人の集まりの協議会をつくるというふうなことをやることによりまして、かなり組合員と農協との間の関係を緊密、かつ組合員の意見も的確にくみ上げていこうという事例が幾つかあります。したがって、そういうところの優良事例をよく見習ひまして、そういう対策を講じていくという指導をしていくというふうになつていこうと思ひます。

○辻(一)委員　これは非常に大事な問題だと思ひます。だから、ますます大型化をする農協本部役員と組合員の距離ができる限り縮まるように十分な対策、努力を、これはもう具体的に考へて、農協がやつていただくことでありますから、ぜひひとつ努力をいただきたいと思ひます。

農協二法は以上で終わりますが、この機会に、全国農業協同組合連合会がえさの関係で関係が深いのですが、そういう関連からして飼料穀物、トウモロコシ等の輸入問題について、若干意見も申し上げて伺ひたいと思ひます。

日米の貿易摩擦が今飼料穀物の分野にまで広がつてきたということがずっと報じられておりますが、二月の下旬、日米構造協議でアメリカが、飼料穀物の、特にトウモロコシの日本の輸入が伸

びないのは日本政府の規制や全国農業協同組合連合会や配合飼料工場の流通制度に問題があるからだ、日本市場の閉鎖性の代表的な事例としてトウモロコシ等の飼料穀物を取り上げたのは、私は全く驚くべき現状認識の誤りだと思つております。アメリカのいわば言いがかりとも言うべきこと、この誤りを国会で明確にしておくということも、この際必要でないか、こう思つて二、三点を質問したいと思ひます。

まず、八六年から九〇年ぐらゐ、五、六年の食肉輸入の推移はどうか。全部細かい数字を聞くとなかなか大変だと思ひますから、六十一年ごろの量と平成二年ぐらゐ、どういふ変化があるかというふうな形で、まず食肉の輸入がどういふように推移をしておるかということを知りたいと思ひます。

○赤保政府委員　食肉の輸入の推移でございしますが、主要なものを申し上げます。

牛肉でございしますけれども、その輸入量は、昭和六十一年度の十八万八千トンに對しまして、それからだんだん伸びていまして、平成二年度には三十八万四千トンに増加をしたところで、自由化が昨年の四月に行われました。三年度は、その前にずつと入つていまして在庫もたまつていたというふうなこともありまして、平成三年度は四月からことしの二月までの十一カ月間でございしますけれども三十一万トン、対前年同期比では、この期間だけは二・七％の減、それまではふえております。

それから豚肉でございしますけれども、これは既に昭和四十六年に自由化されておりました、昭和六十一年度が二十万四千トン、それから平成元年度は三十六万六千トンにふえております。二年度は若干減りましたが三十四万二千トン、三年度、これは四月から二月まででございしますが、三十九万九千トンで、前年度同期比で見ますと二・八・六％の増。

それからブライラーでございしますけれども、三十七年に自由化されて、円高等を反映しまして増

加傾向で推移をいたしております。昭和六十一年度十八万七千トン、それから平成二年度に飛びまして二十九万七千トン、それから平成三年度、これは四月から二月まででございしますが、三十六万トンというふうなふえております。

○辻(一)委員　食肉輸入の推移を見ると、今の数字からいふと、牛肉ではもう既に六十一年から平成二年で二十万トン増、それから、そのうちアメリカは六万二千トンが十六万四千トンという内訳になつております。相当ふえていゐる。豚肉も十四万トンないし十六万トンふえていゐる。それから鶏肉も十萬トン以上ふえていゐる。こういうふうな四十五、六万トンから五十萬トン近い輸入増が食肉全体であるという、輸入がこういう形で確実にふえていゐるということは、第一に非常に大事な点だと思ひます。

第二は、それではこの間の家畜の飼養頭数は同様な年次、大体どういふふうな推移しているか、これについて伺ひたいと思ひます。

○赤保政府委員　我が国の家畜、家禽の飼養頭数でございしますが、畜産物需要の堅調な伸びを背景に増加傾向で推移してきたところでございしますが、近年は家畜の種類ごとに若干の差異はございしますものの、總体的に見るとその伸びは鈍化をいたしております。

家畜の種類ごとにちよつと見てみますと、六十一年から平成三年度までの飼養頭数の推移ですが、乳用牛につきましては六十三年までは微減、その後は微増に転じまして、六十一年の二百十萬頭から平成三年度には二百七萬頭となつております。それから肉用牛につきましては、平成元年以降肉専用種を中心に増加をしまして、昭和六十一年の二百六十四萬頭から平成三年には二百八十一萬頭に増加をいたしております。豚につきましては、平成元年までは増加傾向でございしましたが、二年は微減、三年は減少をしておる。六十一年の千六萬頭から平成三年には千三百三十四萬頭となつてございします。それから採卵鶏でございしますが、六十三年までは微増、その後は横ばいで推移

をしておりまして、昭和六十一年の一億七千二百万羽から平成三年には一億七千八百四十五万羽となっておりまして、それから最後にプロイラーでございまして、六十一年の一億五千五百七十九万羽に對しまして、平成三年には一億四千二百七十四万羽となっております。

○辻(一)委員 今の数字をざっと見ると、大筋で言えば横ばいということですね。採卵鶏が七百万羽ほどふえているけれども、プロイラーが五百万羽ほど減っている。全体を見れば横ばいということが言えると思うのです。

そうしますと、我が国では消費生活がずっと向上して、食肉の需要はずっと伸びている。ところが、伸びた分は輸入の食肉によつて賄われる、吸収されている。したがって、国内の家畜の飼養頭数は食肉類の輸入の増に抑えられて、畜産の伸びは頭打ち、伸びていない、こういうことがこの数字から言えると思うのです。

それでは三つ目に、この間の飼料の需給状況。言うならば、これは大部分外国のえさに頼つておりますから、飼料穀物の輸入状況はどうか、簡単に結構ですかとお伺いしたいと思います。

○赤保谷政府委員 日本の飼料穀物のほぼ全量、九九・八%、ほとんど一〇〇%ですが、それを海外からの輸入に依存をしております、平成二年度で見ますと、飼料穀物については千七百十五万トンを輸入をいたしております。

それから昭和六十一年度以降のその推移を見てみますと、翌年の六十一年度は飼料需要の増大に伴つて増加をいたしましたけれども、最近におきましては飼料需要の伸びの鈍化を反映しまして、ほぼ横ばいで推移をしております。そういう状況でございます。

○辻(一)委員 私ちよつと補足すると、今資料をもらったのを見ると、そのうちトウモロコシは、例えば六十一年は七百六十六万六千トン、これは非常によく不作の間だったのです。それから翌年は一千九十三万九千トン、約一千九百万トン、アメリカのトウモロコシが九〇%を占めておる。平成二年度

は一千八十一万八千トンですか、これで九一%を占めている。言うならば、えさもそれほど伸びていないけれども、若干伸びている。そのうちトウモロコシでは九〇%を依然としてアメリカが占めている、こういう数字が出ております。

そこで、さつき三つ伺ったことから言えることは、一つは、国民生活が向上し消費生活が向上すると肉類の需要は伸びているということ、第二は、しかしその食肉需要増、消費の増加分はほとんど輸入の食肉類の増加によつて吸収されている、第三は、したがって国内家畜の飼養頭数は横ばい、さらに畜産は全体にいろいろな困難な状況の中で頭を打っているという状況にある、第四は、ゆえに飼料穀物の輸入もまた横ばい、伸びない、これは自明の理だと思ふのです。当然のことだ。この論理から、食肉の輸入がふえればえさが減るのは当然だ、こう言つても言い過ぎではないと私は思ふのです。

どうもアメリカ側は、牛肉や食肉をもつと輸入しろ、輸入の牛肉、食肉に押されて国内の家畜は停滞をする、飼養頭数も横ばいなのに、食べるえさをもつと買え、こういうことですね。肉はこのままほとんど買えといつて、我が国も自由化によつてできるだけ輸入をふやしている。しかし、そうすればえさを食べる口の方が、家畜の方がだんだん横ばい、減っているのですから、食べるえさがふえるはずはないのです。しかるに、この輸入が足りない、もっと輸入しろ、こういうことは、この論理からいって無理難題だ、私はこう言わざるを得ないが、大臣、どうお考えになりますか。

○田名部國務大臣 おっしゃるとおり、肉の輸入がふえればえさの方が減るのは当然でありますし、アメリカが言っているのは私もこの前聞きました、肉を入れなさいとすればそれはえさをかうし、どつちかでありまして、それは牛だつて食べる量の限度というものはあるわけですから、そう肉もどんどん入ってくるがえさもうんと食うというわけにはいきません。これは我々の方も同じであ

りまして、米の消費が拡大しないというの、ほかのものを食べるものですから、消費拡大拡大といつてもおのずから胃袋は限界がありますので、そういうことがどうしてアメリカがわからぬのか。しかも相当量アメリカから輸入しておるにもかかわらず、どうも私も聞いておつてアメリカの考へていることはさっぱりわかりませんし、事務レベルでいろいろ話をしておるのですが、こういうことは何回も話をしなくても一回聞いたらわかつてくれそう、こう思ふのであります。先生のおっしゃるとおり、私もそう思つております。

○辻(一)委員 私と大臣の共通点ですからわかりませんが、こういう日本の畜産の実態を無視をして、その飼料穀物の輸入が、アメリカからいへば輸出が伸びないのは、日本政府の規制や全国農業協同組合連合会や飼料工場の流通制度に問題がある、だからこういう規制を外せば、ひどいレポートが出ておりますが、飼料は四割安くなる、四割ですね、それから五百万トンふえるだろう、こういうわけですね。日本のえさは千八百萬トン、アメリカから一千万トンほど買つておるのでしょうか、半分がふえる。これは随分実態とかけ離れた論理を向こうは展開しておりますが、こちらの方の実態は一体この問題についてどうなんですか。簡単に結構ですから聞かせてください。

○赤保谷政府委員 今先生おっしゃいましたようなことをアメリカが言つております。私どもの方も、まともに地道な議論をして、日本の実情をよくわかつてもらおうと一生懸命議論しているのですが、大臣が今御答弁申し上げましたように、なかなかわかつてもらえない。何か日本の飼料穀物の輸入制度をおおよそみな廃止してしまえば、今おっしゃいましたように五百万トン入る。だけれども、日本の制度そのものが過酷な制度であれば別なんですけれども、合理的な制度であります。そこをきちつと説明しているのですけれども、なかなかわかつてもらえない。さらに専門家のレベルで引き続き理解を深めてもらうための話し

合いをしようということを、今持ちかけているところでございます。

○辻(一)委員 私もちよつと勉強してみたのですが、その配合飼料の承認工場制度は厳しい規制で輸入の障壁になっておるのかどうか、これはいかがですか。そんな長い説明でなくて結構です。

○赤保谷政府委員 配合飼料承認工場制度は、トウモロコシ等の飼料原料が無税で農家に渡るようというところで制度ができておりました。そこでは以前は農林省の推薦制度とかございましたけれども、今はそういうことは一切ございません。自由に入つてこれ。何でもそんな悪口を言われるのかさっぱりわからぬ、ちよつと言葉はあれですけども、そんな気がいたしております。

○辻(一)委員 この承認制は、推薦すればどこでもやれるようになっておる。これはもう随分緩和されていると思ひますが、それでは、この点数制度あるいはトウモロコシの関税割り当て制度等が厳しいネックになっている、これはいかがですか。

○赤保谷政府委員 点数制度も、飼料用のトウモロコシ等が他用途に転用されないようにするために、魚かす、魚粉、油かすなどの副原料をまぜるといふことでありまして、それは当然えさにするときはそういう副原料をまぜるわけですから、これもまた過重な負担をかけているとは思つておりませんし、トウモロコシの圧縮加工、これも無税で入つてくるわけですが、これも他用途に転用しないように、どうせあれはかたい皮ですから、圧縮してそれで家畜にやらないと消化もよくないといふことで、特に過重な負担をかけているとは思つておりません。

○辻(一)委員 アメリカの方は、規制緩和、流通制度を改善すれば四割安くなる。ちよつと実態から離れた感じがするのですが、そんな可能性があるのかどうか。いかがですか。

○赤保谷政府委員 製品の価格を一〇〇%にしますと、配合飼料の原料が大体六割ないし七割を占めている。原料自体で六割ないし七割を占めるわけ

ですから、四割安くなるということは、製造販売経費は一切償えない、むしろ原料代さえ償えないようなそういう話でございまして、まことに理不尽な話だと思っております。

○辻(一)委員　そういう矛盾のある話を日米構造協議の場に議題に出してくるという考え方はどうなんですか、向こうさんの。

○赤松谷政府委員　先ほども申し上げましたように、アメリカは日本の配合飼料は高いといういろいろ言っておりますので、そういう今申し上げましたような何とかの制度をやめれば安くなる何とかという話じゃなくて、地道に、この制度のどこが悪いんだ、言ってみると、それで、そういう地道な話をこの前もやったわけですが、なおまだ十分理解が得られていない。それで、さらに今、専門家レベルで話し合いをしようという持ちかけをしているところでございます。

○辻(一)委員　これはもう遠慮せずに反論する必要があるんですが、どういふ反論をきちっとやっておるのですか。

○赤松谷政府委員　アメリカに対しても反論いたしておられますし、日本の農家の方々に誤解をされるところで、これを非常に私は心配して、まして、日本農業新聞とかそういうところの御協力を得て、具体的な名前を言っていないかどうか、我が方の考え方も日本の国内にもPRをいたしております。

それで、アメリカに対しては、アメリカが本件については日本の飼料制度なり畜産の現状についての認識が不足しているというところを指摘しながら、我が国は飼料穀物のほぼ全量、もう一〇〇％に近い量を輸入しております、その輸入を制限するような実態にありませんと、地道に事務的に話をしています。

それから、近年の飼料穀物の輸入の伸び悩み、これは我が国の輸入制度が原因ではありませんが、畜産物消費の伸び悩みだと食肉の輸入量の増加等が主な原因であること、そういうことを詳細に説明をしているところでございます。

○辻(一)委員　大臣に最後に一言これを伺いたいのですが、二、三十分ですけれども短い時間で、実態はもう十分御承知のことを、私も、わかつてあるものの、一遍この国会の場で論議をする必要があるだろう、こう思っております。申し上げたのですが、アメリカ側が主張する論議はどうもおかしいというか、論議が合わないということとはつきりしていると思うのです。こういう誤った認識を放置しておいてはいけません、対処を厳しく、きつくすべきだと思っておりますが、所管大臣としての所信を伺いたい。

○田名部國務大臣　アメリカは、何か制度でも変えるともっとどどんと伸びて、安くすれば畜産振興がもつと行われるだろうという考え方で、販売に問題があるとかいろいろ言っているようでありますが、そのところは随分説明するのですが、向こうはもう先入観としてそう思っていますから、消費者にもっと安い物が提供できるはずなのにと、消費者の方なんです。

しかし、私の方で言いますと、逆に畜産農家に安価な飼料を提供するために、飼料用のトウモロコシ等について、これは他の用途に流用されては困りますが、されないように条件をつけて関税を免税してやるということでございますが、したがって、必要量は制限なく輸入されているわけです。また、国内においても、自由な競争のもとで流通販売を行っているというのも実態であります。

ですから、あとは、もっと肉の需要がうんと伸びて、そして必要ならば入ってくるだけのことであって、そのところからどうしてもアメリカは、この飼料穀物に關して、アメリカ側が取り上げているような問題は私にはないと思っております。この問題に關して、従来からアメリカ側と非公式な意見交換会議を開催する等いたしておりますが、なかなか先ほど申し上げたように理解を得られないということでありまして、まあ継続してこのことはわかってもらえようようにしていきたい、こう思っております。

○辻(一)委員　最後に一問伺いますが、それは大臣に伺いますが、予算の分科会の際にもちよつと申し上げたのですが、三月下旬のOECDの農相理事會に参加してもらっていないんじゃないかと。しかし、国会の都合で行けなかったのは残念だと思いますが、それはやむを得なかったとして、OECDが打ち出した地球環境と共存する農業政策の転換という方向は、非常に大事な主張であり、流れであろうと思っております。

私も、前にちよつと申し上げたと思いますが、六十二年にパリのOECDの本部のヴィアット局長に、農業保護削減の計量手段を開発してガットの旗振りをOECDがやっておった当時、論議に行つたことがあります。そして、そういうような土地改良や基盤整備等の保護削減をやることはもつてのほかだ、こういう論議をしたことがありますが、そのOECDが今度は、あれから何年かたちましたが、今環境問題を一番最初に掲げてやつていくという考え方、この変化は新しい、また大事な流れでないか。だから農業と環境との關係においてとらえれば、ガットが打ち出したような精神、考え方だけではいかに農業のあり方があるのではないか。これはこれから大きな流れになることを期待し、我々もいろいろな場でこれを論議し、具体的な政策にも積み上げてはならない、こう思っております。この大きな流れの変化について、農林大臣、どう把握していらっしゃるか、一言伺つて終わりたいと思っております。

○田名部國務大臣　環境問題は世界的な問題になつてまいりまして、国によつては多少差があると思いますが、いずれにしてもパングラデシユの水害でありますとかさまざまな問題が起きております。私も、環境が大きく農業問題の中で取り上げられたことは本當にすばらしいことだ、開発途上国等はどうぞん森林を伐採して農地にしてい、焼き畑をする、そういうことを本當に、輸出をしたい、いや反対だといふだけの議論ではなくて、地球全体のそういう観点からの

議論が深まっていこうことは大賛成であります。

特に、私も日本は島国でありますから、森林は水の問題で考えたら大変重要なものです。森林が伐採されて水が全部流れると、あつという間に海に流れますから、よその国のように国と国が隣接して何とかやりくりということのない、そういうところに住んでいる私たちから見ると、森林の保全というものは国民の命だと言つてもいいほど大事な部分だと私は思います。

そういうことからすると、今回のOECDの會合で環境というものをこれだけ取り上げてくれたということ、私は非常にいい會合だった。行けなくて残念でありましたが、こういう観点から、これからの地球全体の環境というものを守りながら、食糧の安定的な供給という面もいまだ地球規模で議論をしてほしい、人口の増加に伴つて食糧の不足している国々、これも含めて、そこから一体米はどうするか、自由化するかしらないか、そういう議論を十分やっていくべきだといふふうに考えております。

○辻(一)委員　じゃ、終わります。

○高村委員長　西中清君。

○西中委員　最初に、信用事業について若干お伺いをいたしたいと思つてます。

農協は、従来から信用事業部門の収益で他の部門の赤字を補つ、こういう形でまいりました。近年の金融自由化の進展に伴う競争の激化、信用リスクの増大によりまして、その構造が少し陰りが出てきたように思つてます。さらに、今回の改正で、貸し付けの拡大や金利の自由化など信用リスク、金利リスク等の増大を招くことが想定をされます。したがって、これに対応した個々のリスク管理対策の強化とあわせて、業務執行体制と内部牽制体制の充実等が重要な課題となつておるし、またその改正も行われておるわけでありまして、けれども、まず、こういった問題について政府の基本的な指導方針を伺つておきたいと思つてます。

○川合政府委員　今お話ございましたように、金

融をめぐむ状況、農協側からいえば、信用事業をめぐむ状況は非常に厳しいものがあるわけがございます。金利の自由化一つとりましても資金コストの上昇につながるものでございまして、そうした面からこうした金融制度の改革の流れに沿った体制というものをとっていかねばいけない。ということとは、同時に競争条件の整備ということで、他業態と同様の事業内容の充実をするということが必要であります。しかしながら一方で、これに対応するとしても、経営の健全性の確保ということが非常に大事でございまして、リスク管理体制、ひいては経営管理体制の整備ということが必要なのでございます。したがって、この両面で今回の改正を通じて対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○西中委員 今回の改正で、信連は証券子会社、信託銀行子会社の設立による証券業務、信託業務への参入、また本体で一部信託業務の扱いができることとしておりますけれども、具体的にはどのような形でこれら業務に参入することになるのか、お伺いします。

○川合政府委員 今回の金融制度調査会の答申などを踏まえまして金融制度全体につきましては、系統機関につきまして、いわゆる垣根問題につきましては信託それから証券問題がございまして、これは他の業態と同様でございまして、農林中金につきましては子会社方式、それから信連につきましては子会社方式あるいは本体での実行、そして農業協同組合につきましては本体での実施というような仕分けになっております。

当然のことながら、こうした対応につきましては、能力のあるといえますか体制を整備されたところから実施する個別の認可等になろうかと思えますが、そういうことで対応していくという案になつていくわけでございます。

○西中委員 こういった事業以外にも、また新しいさまざまな施策が盛り込まれて改正が行われているわけですが、いずれにしても高度な金融知識と一定の業務体験がなければ、そうすぐに手をつ

けられるというふうな業務ではないと思えますが、現実問題として信連の段階または単協等、こういった業務にどの程度手をつけることができるのか、そういうところがあるのかないのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

○川合政府委員 現在まだ具体的にその希望等について私ども御意向を聞いていてという段階にありませんので、数字的には把握いたしておりませんが、相当程度につきましては、そうした能力のある信連あるいは農協があるというふうには考えております。制度が法律の成立によりまして実施に移される段階で、具体的に対応してまいりたいと思っております。

○西中委員 次に、都道府県知事が指定した単協については貸し付けの員外利用分量の制限の拡大をされておりますけれども、なぜこの拡大をしなければならなかったのか、具体的に理由をお伺いをいたしたいと思います。

それから、員外への貸付能力の拡大は、よりリスクに対する管理の強化が必要とされますけれども、これはどのような点で担保するのか、知事の指定要件等何らかの強化策がとられるのかどうか、その辺を伺っておきたいと思えます。

○川合政府委員 今回の、員外利用制限の緩和あるいは貸出規制の緩和をお願いしているわけでございますが、これは貸し出しにつきまして、農協によりまして状況は違いますが、貯貸率が著しく低下しているという事実、それから地域の金融機関として地場産業などの地域振興に資する資金のニーズに対応する必要がある、それから、既に特定の農協につきましては、現在の枠につきましてもかなりそれが制約要因になっているというようなことから緩和をしようとしているわけでございます。

から指定していく、そういう形をとりたいと思っております。

○西中委員 それから、今回の改正で、信連及び単協が信託業務のほか外国為替業務、国債等の窓口販売、デューリング業務、私算の取扱業務を行う場合、及び信連が地方債、社債等の募集の受託等の業務を行う場合は行政庁の認可を受けなければならない、それから、信連及び信用事業を行う単協は、信用事業の種類及び実施方法を定めた信用事業規程を策定し、行政庁の承認を受けなければならないという規定を設けておりますけれども、こうした認可行為で十分なチェック機能を果たすことができるのかどうか、その辺の判断はどうされておるか。また、認可後の業務の適正な運営に対してどのような指導をしていけるつもりか。その辺の御説明をいただきたいと思えます。

○川合政府委員 今回の今お話がございましたような証券業務あるいは信託業務などの参入につきましては、具体的には法制度が整い次第、私どもと大蔵省との間で一つの基準をつくって認可などを行っていくということになろうかと思っております。

当然のことながら、こうしたことにつきまして十分な審査体制あるいは事業能力体制というものがあるというところが条件になるわけでございますが、同時に、その対象となります信連なり単協の経営の状況というふうなものも十分審査してやっていかなければいけないと思っております。

現在こうした基準づくりに入っておりますが、法成立の晩には、そうした点につきましてさらに具体的に指導をしていくことになろうかと思っております。

信連及び信用事業を行う単協が、その保有する資産等に照らして自己資本の充実が適当であるかどうか、さらに、その他経営の健全性を判断するための基準を定めることができるというふうな大臣の権限といえますか、これは述べられておりますけれども、具体的にどういうことを決めようとしておるか伺っておきたいと思えます。

○川合政府委員 信用事業を進める上で、自己資本の充実ということは非常に大事なことでございまして。金融制度調査会の報告でも、協同組織金融機関の自己資本の充実につきまして報告されておりました。自己資本の充実を図れということを言っております。その手段として、例えば優先出資制度の検討などということをやられているわけでございます。

御承知のように、農協系統組織の出資方式は、組合員、あるいは信連ですと会員の出資ということでございまして、この方式、ある意味では閉鎖された中での出資を求めるといってございまして、どうしてもその自己資本の充実という点でなかなか進まないという面がございまして。そこで、この優先出資制度というのについて検討しろというふうな報告をいただいているわけでございます。

この制度につきまして私も検討を始めておりますが、いまだ結論が出ていないわけではございませんで、今回の一括法あるいは農協法の改正には改正案として出していないわけでございますが、自己資本の充実という点につきましては非常に急を要することでもございまして、私どももいたしましては検討を十分いたしまして、また成案を得た段階では御相談させていただきたいというふうな段階にあります。

〔委員長退席、金子(徳)委員長代理着席〕
○西中委員 農協資金の固定化債権ということがよく合併でも問題になっておりますが、これはどのくらいあると推定されておるか、数字がございましたならばお教え願いたい。

○川合政府委員 実はこの固定化債権、系統全体のお話でもありますし、金融機関としての信用に關することでもございまして、具体的な数字は申し上げられませんが、昨日のお話でございますように、例えば合併などに際しましては、この問題が非常に支障になっているというところでございまして、私もこの固定化債権の処理につきましては十分意を用いていかなければいけないというふうに考えている問題でございまして。

○西中委員 これもお答えはいただけないと思ひますけれども、有価証券等の運用が三兆八千二百億円というふうに関しておるわけですが、このところの株価の低迷でそれなりに損失が出ておるんだらうと思うので、ですから、この辺のところの運用についても一度考え直しておかなければならないんじゃないか、今そういう大事なときで、損失の金額はよろしいですけれども、今そういう問題についてどうお考えにあるか伺っておきたいと思ひます。

○川合政府委員 申すまでもなく、平成三年度決算につきましては、年度末の株式市場のあのような動向から見ましてかなりの評価損が発生しているものと予想しているところでございまして。今後株価の状況がどう続くかということとは別にいたしまして、先ほど来お話がございまして、金融関係の厳しい環境変化の中で、やはり今までとはもう一つ違った意識でこの問題に対処していかなければいけないと思ひます。私どももいたしまして、財務基盤の充実は当然でございまして、経営の効率化、合理化というような面でも一度見直しをすべく、必要な指導を強めていきたいと思います。

○西中委員 その点では共済事業も同じことが言えると思ひます。有価証券が八兆七千九百九十三億円、運用資産全体の四五%を有価証券が占めておる、こういうことであります、やはり数字はどうも言っていただけではないようですけれども、私としてはそれなりに危惧を持つわけでございまして、この点もあわせてお考えをいただきたい。

そこで、その共済でございまして、伸び率が低下傾向にございまして。しかも競争激化それから市場が成熟しておるということ、新規需要の開拓が非常に難しくなつてきている。そのため、今後とも新商品の開発や運用体制の整備を図つて、組合員のニーズに対応した保障の提供、事業運営の一層の効率化に努力する必要があると思ひますので、どのようによ御指導なさつていくか伺つておきたいと思ひます。

○川合政府委員 共済事業は損害あるいは生命共済があるわけですが、事業の性格からいいますと、比較的長期の間資金をお預かりするといふ性格でございまして、とすれば単年度、単年度の動きというものが表面に出ないまゝにいくという、そういう懸念されるものもあるわけでございまして。しかしながら、こういう金融情勢でございまして、やはり毎年度、毎年度厳しい対応をしていくということが必要であらうかと思ひます。

ただ、共済事業につきましては、既に資金運用につきましましてかなり一元的な運用をしようといふようなスケジュールを持ちましてその第一ステップに入つておられまして、運用面でも効率的な運用をすべく既に着手しておりますので、こういう方向なども含めまして、効率的な運営ということに努めていくとともに、今お話がございました本当のニーズに沿つた商品というものの対応ということにも心がけていくように指導をしていきたいと思います。

○西中委員 ある報道によりますと、宮城信連が九一年度決算で経常赤字を出したこと、決算承認団体の指定を受けたというふうになっておりますが、この決算承認団体というのは幾つぐらいあるのでしょうか。

○川合政府委員 まことに申しわけございませんけれども、金融機関に關します個別の問題でござい

ますので、その数については御容赦いただきたいと思ひます。

○西中委員 宮城信連のことは事実でござい

○川合政府委員 現在、信連の決算につきまして私どもも聞きをしていく段階でございまして。一部そういう報道もなされております。私どもも今具体的にその内容をお聞きしている段階でござい

○西中委員 質問にちよつと答えたいだいてい

○川合政府委員 その辺につきましても、今私ども具体的にお聞きしている段階でござい

○西中委員 ほかに心配な果が、信連があるの

○川合政府委員 こういう状況でござい

り何といつても、こういう金融機関の大事な点はやはり信用ということでございますから、その点は厳正な取り扱いをしていただくということが、そして信頼を取り戻すということが大事だろうと思ひます。そういう点で、ひとつ今後の対処を誤りなきようにしていただきたいと思ひます。

○田名部國務大臣 おっしゃるとおり、確かに合併することによつて希薄化というものは出るのではないかと、そのとおりだろ

が、その点、政府はどういうふうにお考えか、伺つておきたいと思ひます。

立てていただくように指導しておるところであります。

また、合併による広域化に伴って、今申し上げたことで希薄にならぬような対策もつていかなければならぬし、野菜、畜産などの各生産部会、こうしたものを大いに活用して指導して、地域の特性に応じた適切な営農指導を確保するために必要な対策を講じていきたいということで、まあ一生懸命とかく取り組みをするように、私どももしっかりと指導をしてまいりたい、こう思っております。

○西中委員 そこで、農水省は、平成元年四月に次官通達を出されて、合併推進に当たつての留意事項で二つの条件とあります。いすれかに該当するということと二つ示されておるのは、一つは、合併後の組合の地区が市町村の区域以上であること、もう一つは、合併後の組合の正組合員戸数が千戸以上であること、こういうことであれば合併はよろしい、妥当である、適当である、こういう判断をするのだというようなことを書かれておりますが、これは今も、今日まで合併し続けてきて変わりがございませんか。その点どうでしょうか。

○川合政府委員 合併の規模につきましては、本来的にその地域によりましていろいろな条件が違いますが、それから、組合員が営んでおります営農の状況あるいは生活面の利便というようなこともいろいろございまして、画一的にこういう基準というものはなかなか出しにくいわけでございます。

ただ、一つの考え方として、余り小さい形では、せっかくいろいろな苦心をされて合併されてもということ、一千戸未満の組合あるいは市町村区域の一部を地区とする組合、こういうところからまず合併をしていくということ、ございまして、そのときに市町村単位程度になるのが第一段階ではないかということで、逆に言いますと、こういうところを解消していただくという基準的なものを持っているわけでございますが、

こういう形になればいいというのはちよつと一律には言えないということをおっしゃるわけでございます。

○西中委員 状況も変化しておりますから、なかなかその辺は難しいし、これをしやすくし定規にやっておるとは思いませんけれども、これはよく見ますと、「以上であること」、「以上であること」と並んでおるのですが、小さい方は大体これ以上の方が望ましいという下限を示しておると思うのですけれども、上の方といいますが、大ききとしてはこの辺まではいいよ、これ以上でかいのはだめなんだというふうな考え方はないのですか。

○川合政府委員 私ども、この辺は系統組織の御議論を待ちたいと思っております。今いろいろ御議論がある中で、例えば非常に大きな規模としては県に一つというような議論もされておりますものから、そういう議論をよく待ちたいと思っております。

ただ、そのときに、大ききではなくて、実はその組合がどういう機能をそれによって果たしているか、組合員との関係はどうなるかということが一番大事なわけでございますので、その辺も含めまして今議論、検討されていきます状況を見守っていききたいと思っております。

○西中委員 私どもの方の京都でもやはりそういう議論をされているようで、一つになるといううな話を聞いておるわけですが、まだ確定したわけじゃないですね、これは極めて幅のある話だということ、各県でいろいろ違いが出てくるだろうと思うのです。主体的にはやはり農協のメンバーの皆さん方がお決めになるというところが主体だと思つておる。ただ、余りいろいろな、さまざまな形が出てきて果たしてどうなのかという危惧もまた一面あるわけでございます。その辺もひとつこれから慎重にお考えをいただきたいな、こういうふうに思っております。

ですから、例えば京都の場合ですと、農協の預金高は、全部合わせますと九千四百八十九億円と

膨大な金額になりまして、信用金庫なんかと比較しましても、第十二位の埼玉信金と肩を並べるといふような巨大な金融機関になるわけですから、そうするとやはり社会的に影響が物すごく大きいんじゃないかな、こういうふうに思っています。

いずれにしても、単に大きくなればいんだとか集まったらいいんだとかいうようなことではなくて、さまざまな影響が出てくるわけでございますし、同時にまた、大きければ大きいほど社会的責任もまた大きくなるという一面もございまして、農協の幹部の皆さん、執行体制、執行部の皆さん方が、これまた質を維持していくということに大変な努力が必要だと思つておる。そういうことをあわせて、この合併というものは派生する問題が極めて多いので、どうかひとつ真剣な、慎重な取り扱いを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○高村委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○高村委員長 これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。杉浦正健君。

○杉浦委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合の各党を代表いたしまして、農業協同組合法の一部を改正する法律案及び農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案の両案につきまして、一括して賛成の討論を行います。

まず、農業協同組合法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年の我が国農業及び農村は、担い手不足の顕在化、高齢化の進行等さまざまな課題に直面しております。

このような状況のもとで、農協が本来の使命を果たしていくためには、農協の事業、組織につい

ても、営農、生活両面での組合員のニーズの多様化や金融自由化等への的確な対応が求められているところであり、その自主的努力とともに、制度面においても、農協の行うことができる事業内容の充実やその執行体制の強化等の改善を進めていく必要があります。

このため、今回の法改正は、連合会による受託農業経営事業の導入、農村の高齢化に対応した老人福祉事業の明定化、理事会及び代表理事の設置等による経営管理体制の強化、事業譲渡規定の整備、農事組合法人制度の改善等の措置を講じようとするものであり、組合員の負託にこたえ得る農協の確立という観点から、ぜひとも必要な措置であると考えます。

次に、農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案について申し上げます。

先ほども申し述べましたとおり、近年の我が国農業及び農村はさまざまな問題に直面しており、その活性化に積極的に取り組んでいくためには、農協の経営基盤の安定強化が喫緊の課題となっております。しかしながら、全国的にはまだ脆弱な小規模組合が多数存在しているといった状況にあり、今後とも、経営基盤の強化を図るため、農協の合併を引き続き促進する必要があります。

このため、今回の法改正は、合併経営計画の都道府県知事への提出期限を三年間延長するとともに、合併対象農協の範囲の拡大、合併経営計画に定める事項として、固定した債権の償却に関する方策の追加、当該方策に従い実施する措置につき助成を行う法人の指定、税法上の特例措置等を定めようとするものであり、合併の一層の促進を通じて農業協同組合の体質強化を図る観点から、ぜひとも必要な措置であると考えます。

また、法改正事項の実施に当たつて留意すべき事項または一層の努力を要する事項等につきましては、各委員の質疑に対する農林水産大臣及び政府委員の答弁を通じて遺憾なきを期して対処することが明らかにされたところであり、さらに、両案に対し、具体的かつ詳細な附帯決議も付される

こととなつておりますので、これらの諸点を踏まえ、今後の政府の一層の努力に期待いたします。而案に対し賛意を表するものでございます。何とぞ、各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。賛成討論といたします。(拍手)

○高村委員長 藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 私は、日本共産党を代表して、農業協同組合法の一部改正案及び農業協同組合併助成法の一部改正案に対して、反対の討論を行います。

まず、農協法の一部改正案についてであります。

反対の最も大きな理由は、今回の改正案が農協合併助成法改正案とともに、金融の自由化による総合農協の経営の危機と、農産物自由化・農業切り捨て政策に基づく農業、農村の荒廃、農協経営基盤の弱体化を、農協の広域合併と農協の企業的经营の一層の導入、組織再編で乗り切ろうとする目的でなされるものであり、農協の民主的運営を保障する条件を一層弱めるものです。また、農協運動の主人公は組合員であり、農協事業の原点は組合員の要求実現のための協同活動であるとする協同組合活動の基本原則を大きく後退させるものであるという点であります。

反対の第二の理由は、事業譲渡規定の新設についてであります。

この規定は、これまで農協、県連合会、全国連合会の三段階で進めていた事業を農協、全国連の二段階にするために、県連合会の事業を単協などに譲渡するための規定であり、このことにより、県連合会を全国連に統合する中央集権的な再編を行い、結局は組合員のための農協という農協本来の目的から離反することになりかねないものであつて、認めることはできません。

第三に、経営管理体制の変更についてであります。

これは、これまでの総会中心の運営を理事会中心にし、その結果起こる組合員の意向と離れた運営を監視の機能拡充、内部牽制機能の強化で力

を、株式会社等の運営を規定する商法の準用に移行するものですが、それは、農協の事業、組織全体を企業化し、それを運営面にも持ち込むもので、賛成することはできません。

なお、受託農業経営事業能力の連合会への付与、農事組合法人制度の制度変更は、今日農水省が、農協自身による農業経営のあり方については今後の新政策の検討における農協の担い手の方向づけとの関連においてさらに検討を進めていくものとすると、農協による農業経営という方向性を否定してはいない状況のもとでは、農協による農業経営の拡大や家族経営中心の農業否定につながる可能性のあることを見逃すわけにはいきません。

次に、農協合併助成法一部改正案についてであります。

反対の第一の理由は、本法の改正が農協法の改正などと歩調を合わせ、広域合併を上からの行政指導型に推し進める役割を担うものであるという点です。それは農協法の理念にも、農協合併助成法の目的にも反するものであり、質的にも規模的にも農協の変質を一気に促進するものであり、容認できません。

第二に、本法の改正が農協の民主的手続を後退させる点であります。

これまで、合併経営計画を立てるには、組合員の半数以上が出席する総会において三分の二以上の議決を必要としていたのに対し、総代の半数以上が出席する総代会において三分の二以上の議決によつても樹立することが可能となります。組合員に大きな影響を与える合併に当たり、総代会の議決のみで合併を可能にすることは、組合員が有する平等の議決権及び組合員の利益と要求に基づき自主的に決定することを決めた農協の原点と民主的手続を大きく後退させるものと言わざるを得ません。

以上、反対の理由を述べて、討論を終わります。

○高村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○高村委員長 これより採決に入ります。

まず、内閣提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。

(賛成者起立)

○高村委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案について採決いたします。

(賛成者起立)

○高村委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○高村委員長 この際、両案に対し、杉浦正健君、外四名から、自由民主党、日本社会党・護国、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。堀込征雄君。

○堀込委員 私は、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党及び進歩民主連合を代表して、農業協同組合法の一部を改正する法律案及び農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農業協同組合法の一部を改正する法律案及び農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

課題となつてゐる。

このような状況の下で、農業者の協同組織としての農協は、組合員の負託に応え、地域農業の振興や地域の活性化に積極的に関与し、金融の自由化等他業態との競争激化に対応して、その組織、事業機能及び経営管理体制の強化が求められているところである。

よつて政府は、両法の運用等に当たっては、左記事項の実現を図り、農協が本来の使命を達成できるよう、その指導、監督に万遺憾なきを期すべきである。

記

一 農協の農業生産に関する各種事業を強化、拡充するとともに、特に、組織活動の原点である営農指導事業については、組合員のニーズに応え、その円滑な推進が図られるよう、目的積立金の造成等安定的な財源の確保、営農指導員の資質の向上、普及事業との連携強化等について所要の措置を講ずること。

二 連合会による受託農業経営事業については、単協の機能を補完する観点から行われることを基本とし、連合会と単協との間で十分調整すること。

また、地域農業の担い手を確保する観点から、引き続き、農事組合法人の事業活動の活性化に努めること。

なお、新規就農者の減少、農業就業者の高齢化の進行、耕作放棄地の増加等の現状にかんがみ、協同組織による農業経営のあり方について検討すること。

三 農協の地域の活性化に関する事業への取り組みを強化するとともに、老人の福祉に関する事業の実施に当たっては、市町村等との機能分担を明確にし、十分な連携を図るとともに、人材の育成その他の実施体制の整備に必要な措置を講ずるよう努めること。

四 信用事業に係る業務能力の拡充、指定単協に対する員外貸出規制の緩和等に当たっては、業務の健全かつ適切な運営を確保するた

めの措置を講ずること。

また、先般一部農協で発生した金融不祥事等が再発することのないよう、責任ある業務執行体制を確立するとともに、検査体制の一層の強化を図ること。

なお、金融の自由化・国際化の進展に対応し、農林中央金庫を含め農協系統についても、自己資本の充実に必要な措置を早急に検討し、その実現に努めること。

五 理事会制及び代表理事制の法定化、監事の権限の強化、理事と使用人の兼職等経営管理体制の強化に係る改正の趣旨を、役職員をはじめ組合員にも十分徹底させ、その実効を期すること。

また、学識経験者等の理事への登用を促進するとともに、青年層や婦人層の幅広い意向を反映した組合運営に努めること。

六 農協系統組織の事業・組織の再編・整備に当たっては、組織の自主的な協議を尊重し、組合員の理解を得るとともに、事業の種類、地域の実情等に十分視点を置いた方向で推進すること。

七 農協合併の推進に当たっては、画一的基準によらず、地域の実情を反映させるとともに、組合員の意思に基づきその理解と納得のもとに行われるよう措置すること。

また、専門農協については、その特性等に十分配慮し、合併体制の整備を図ること。

八 農協合併に伴う固定化債権対策については、農協系統内部において十分な協議を行い、推進法人等の機能が十分に発揮されるよう措置し、その実効を期すること。

九 農協の大型化に伴い、農協と組合員、農協と市町村行政との関係が希薄化することのないような各般の措置を講ずること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところと思いますので、説明は省略させていただきます。

平成四年五月十一日印刷

平成四年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○高村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

杉浦正健君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○高村委員長 起立多数。よって、両案に対し附帯決議を付すことに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田名部農林水産大臣。

○田名部国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○高村委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

(報告書は附録に掲載)

○高村委員長 次回は、来る五月十三日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十八分散会